

整理番号	7	事業概要	事務所賃料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 4月分 (3/15)		
	事務所費	51,500 円/月の内	
	議員事務所	25,750 円/月	
	詠桜会(後援会)	25,750 円/月	
	駐車場	7,000 円/月の内	
	議員事務所	3,500 円/月	
詠桜会(後援会)	3,500 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 4月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 4月分
	《合 計》	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	004	1519	30-03-15
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:22	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000021
[印] 様
オクノ・IIC 様
電話番号 076-492-2828

お願い...
ATM振込の組戻しはご利用控を(持参)ください。
お振込先(口座)を大切に保管してください。

北(201)5042 / 29.10.10 500 X 500 -CR

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	004	1523	30-03-15
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:22	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000022
[印] 様
オクノ・IIC 様
電話番号 076-492-2828

北(201)5042 / 29.10.10 500 X 500 -CR

收受 平成 30 年 4 月 2 日
決裁 平成 30 年 4 月 9 日
処理 平成 30 年 4 月 12 日

事務所経費按分に関する覚書

奥野詠子後援会「詠桜会」(以下、「甲」という。)と富山県議会議員奥野詠子(以下、「乙」という。)とは、共同使用している事務所(富山市大町282)の事務所経費について、次の通り覚書を取り交わす。

下記の事務所経費について、奥野詠子後援会活動経費と県議会議員奥野詠子の政務調査活動にかかる経費を、最大2分の1に按分し奥野詠子後援会「詠桜会」に支払うものとする。

記

家賃、光熱水費、電話料金、資料作成・購入費等

平成29年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地

詠桜会 会長

乙 富山県富山市今泉30番地1

富山県議会議員 奥野 詠子

賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] と借主 奥野 詠子、この契約書により当初に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。

頭書1 目的物件の表示

建物	名称	吉田ビル1階B室		
	所在地	富山市大町282番地9		
	構造	鉄筋造陸屋根3階建の1階部分	新築年月	昭和49年8月
	種類	事務所	床面積	30.8m ²

頭書2 契約期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで(2年間)

頭書3 賃料等

賃料等支払条件	月額	賃料	51,500円	支払方法	■振込
		共益費			振込手数料は借主負担とする
		駐車料		支払期限	翌月分を当月末日まで支払う
		町内会費		延滞損害金	年14.6%
		南富山商盛會費用	2,500円	金融機関	[REDACTED]
		月額合計	54,000円	店名	[REDACTED]
	契約一時金	敷金	100,000円	預金種別	[REDACTED]
		礼金	なし	口座番号	[REDACTED]
				口座名義	[REDACTED]
					[REDACTED]

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、 事務所を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書3の記載のとおり、賃料を甲に払わなければならない。

1 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍類似の建物の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・水道使用料・清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載のとおり甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の共益費は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書3に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額

敷金を補填するものとする。

本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しなければならない。

本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
- 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。
- 二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一 畳の表替え、畳の取替え。
- 二 障子紙・ふすま紙の張り替え。
- 三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行うことができる。
- 3 前二項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の消滅)

第10条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より2回以上注意を受けたとき。
 - 2 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
- 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を第1条の使用目的以外に使用したとき。
 - 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して少なくとも30日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは1ヵ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が1ヵ月以前でない場合には乙は、1ヵ月の賃料相当額を支払うものとする。

(期間内解約)

第 13 条 乙が本契約締結後 6 カ月以内に契約を解除するときは 1 カ月分の賃料を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第 14 条 積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)乙(占有者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第 15 条 乙は、明渡し日を 10 日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

2 乙は、第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならない。

4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 17 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更。

二 頭書 5 に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 18 条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 15 日以上不在になる場合。
- 二 頭書 4 に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

(延滞損害金)

第 19 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365 日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第 20 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる乙の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物について乙が引き取らない場合には、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

(免責)

第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(その他)

第 22 条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成 16 年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の 1 ヶ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 24 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

重要事項説明書 [建物貸借用]

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	山本不動産建築	商号又は名称	
	代表者の氏名	山本幸雄	代表者の氏名	印
	主たる事務所 所在地・TEL	富山市大町南台48-25 076-491-3100	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	大臣 富山県知事(9)第1186号	免許証番号	大臣 知事()第 号
	免許年月日	平成19年4月20日	免許年月日	平成 年 月 日
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏 名	山本幸雄	氏 名	印
	登録番号	(富山) 第898号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	山本不動産建築	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	富山市大町南台48-25 076-491-3100	事務所所在地 TEL	
取引 態様	□貸主 . □代理 . ■媒介		□貸主 . □代理 . □媒介	
供 託 所 等 に 関 す る 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地			
	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
	所属地方本部の名称及び所在地			
	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会富山本部 富山市元町2丁目3番11号			
	弁済業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

貸主の表示

貸主の住所・氏名	[REDACTED]
----------	------------

建物の表示

名称	吉田ビル 1階B室		
所在地	(住居表示) 富山市大町282番地9		
構造	<input type="checkbox"/> 木造. <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造. <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造. <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造. <input type="checkbox"/> (コンクリートブロック) / <input type="checkbox"/> 瓦葺. <input type="checkbox"/> スレート葺. <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼板葺. <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根. <input type="checkbox"/> (1階) / 3階建		
種類	<input type="checkbox"/> マンション・アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input checked="" type="checkbox"/> (事務所)	新築年月	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和. <input type="checkbox"/> 平成49年8月
間取り	() <input type="checkbox"/> LDK. <input type="checkbox"/> DK. <input type="checkbox"/> K. <input type="checkbox"/> 納戸	床面積	約30.8m ²

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 建物全部事項証明書に記載された事項等(平成23年11月1日現在)

甲	名義人	住所	[REDACTED]
		氏名	[REDACTED]
区	所有権にかかる権利に関する事項 (□有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()	
乙	所有権以外の権利に関する事項 (□有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()	
登記名義人と貸主が <input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由: <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>			

2 法令に基づく制限の概要

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地整備法 <input type="checkbox"/> 農地法
制限の内容	<div style="text-align: right;">※別添補足資料参照</div>

3 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域: <input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内
-------------	---

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に <input type="checkbox"/> 該当します。(※資料17にて完成時の形状を説明。) <input checked="" type="checkbox"/> 該当しません。

④ 水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

④	飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> 私営 <input type="checkbox"/> 井戸 / [メーター] <input checked="" type="checkbox"/> 専 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 割当 <input type="checkbox"/>
⑤	電気	北陸電力 <input checked="" type="checkbox"/> / [容量] 40 アンペア / [メーター] <input checked="" type="checkbox"/> 専 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 割当 <input type="checkbox"/>
⑥	ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 都市 <input type="checkbox"/> プロパン(<input type="checkbox"/> 集中 <input type="checkbox"/> 個別) <input checked="" type="checkbox"/> 無 / [メーター] <input type="checkbox"/> 専 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 割当 <input type="checkbox"/>
⑦	排水	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 側溝
⑧	トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 汲取
備考		

⑥ 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

①	台所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用
②	トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用 / <input checked="" type="checkbox"/> 水洗 汲取 / [ユニットバスの場合]浴室と(<input type="checkbox"/> 一緒 <input type="checkbox"/> 別)
③	浴室	<input type="checkbox"/> 有 [専用 (<input type="checkbox"/> ユニットバス <input type="checkbox"/>)] <input type="checkbox"/> 共用 <input checked="" type="checkbox"/> 無
④	シャワー	<input type="checkbox"/> 有 [設置場所] (<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑤	洗面所	<input type="checkbox"/> 有 / [ユニットバスの場合]浴室と(<input type="checkbox"/> 一緒 <input type="checkbox"/> 別) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑥	給湯	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不可) / [設置場所] (<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/>) / (<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 石油) 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑦	コンロ	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/>) / (<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不可) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑧	エアコン	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 冷暖房 1 台 (<input checked="" type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不可) 冷房 1 台 (<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不可) 暖房 1 台 (<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 設置可 <input type="checkbox"/> 不可)
⑨	照明器具	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 玄関内 <input type="checkbox"/> 玄関外 <input type="checkbox"/> 倉庫) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 (1 ヶ所) <input type="checkbox"/> 無
⑩	電話設置	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (1 ヶ所) <input type="checkbox"/> 不可
⑪	インターネット配線	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
⑫	共聴設備	TVアンテナ <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> VHF <input type="checkbox"/> UHF <input type="checkbox"/> BS <input type="checkbox"/> CS <input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 無 /[その他の設備]
⑬	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有 (基) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑭	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 敷地外) / 空 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑮	駐輪場	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 敷地外) / 空 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑯	専用庭	<input type="checkbox"/> 有 / 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円)
⑰		
備考		

(注) 消費税相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

7. 宅地造成等規制法による規定による造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域 : <input checked="" type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内
----------	---

8. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査の結果の記録の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
石綿使用調査の内容		

9. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
耐震診断の内容		

取引条件に関する事項

賃料・賃料以外に授受される金額等

賃料	月額50,000円 (内消費税等相当額 円)	南富山商 盛會費用 (共益費)	月額2,500円 (内消費税等相当額 円)	支払い時期 ・方法	毎月末日までに翌月分を ■振込 □口座引落 □持参 (振込手数料は、借主負担とする)
敷金	100,000円 (賃料 2ヵ月相当)	礼金	円 (賃料 1ヵ月相当)	駐車料	円
町内会費					

2 契約の解除に関する事項

- 賃料を2ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、7日経過したのちに契約を解除されます。
- 借主は、貸主に対して少なくとも30日前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「7 定期借家契約の場合」の通りです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め □無し・■有り(契約終了後、物件の明渡しが完了しない時は、その期間の家賃等の2倍の金額を貸主に支払うものとする。)

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか ■講じません。・□講じます。(保全措置を行う機関:)

5 金銭の貸借のあつせん(■無し・□有り)

あつせんの内容	金銭貸借が成立 しないときの措置
---------	---------------------

6 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	■一般借家契約 □定期借家契約 □取壊し予定期限付き借家契約 □一時使用の賃貸借 □高齢者の居住の安定確保に関する法律による終身建物賃貸借契約 □使用貸借
期間	平成23年11月1日 から 平成25年10月31日まで(■ 2年間・□ 月間)
更新	■一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 □定期借家契約は更新のない借家契約です(合意により再契約することはできます)。 □
更新料	■有(更新事務 家賃×0.5ヵ月分/2年毎 円)・□無
備考	

7 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	□居住用 □事業用
契約の方式	公正証書に: □しません。・□します。→公正証書の費用負担(□貸主・□借主・□折半)
契約の内容	<p>□ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間と同一条件で賃借することができます。</p> <p>[中途解約について]</p> <p>□ 中途解約の内容については、契約書(案)の通りです。</p> <p>□ 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったとき、借主の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から6ヵ月を経過することによって終了します。</p>
備考	

8. 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	<input type="checkbox"/> 居住専用 () <input type="checkbox"/> 店舗専用 () <input checked="" type="checkbox"/> 事務所専用 () <input type="checkbox"/> その他 (事務所・倉庫) ()
利用の制限	<input type="checkbox"/> ペットの飼育 () <input type="checkbox"/> ピアノの使用 () <input type="checkbox"/> その他 ()

9 敷金等の精算に関する事項

滞納家賃・損害金に充当する

10 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	山本不動産建築		
住所(主たる事務所の所在地)	富山市大町南台48-25	TEL	076-491-3100
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第	号	

11 建物敷地が借地の場合(該当□する・□しない)

借地権の種類	期限	平成 年 月 日迄	内容	賃貸借契約書参照
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 一般定期 <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 旧法				
備考				

III その他の事項

1 添付書類

1.	4.
2.	5.
3.	6.

2 その他

頭書宅地建物取引主任者から宅地建物取引主任者証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

なお、契約成立時には、媒介報酬額(消費税額及び地方消費税類含む) 52,500 円を支払うことを承諾しました。

平成23年11月 日

借主 (住所)
(氏名)

印

駐車場賃借契約書

賃借人 [redacted] と 賃借人 奥野 詠子 との間、次の通り自動車駐車場賃借契約を締結する。

第1条 賃借人はその所有する次に表示の自動車駐車場を賃借人の所有する自動車を駐車する目的を以てこれを賃借する。
(1) 自動車駐車場の所在地； 高山市大町二区216-1番地内
(2) 駐車する場所； NO 7 番
(3) 駐車場利用自動車ナンバー； [redacted] (白ジグ) [redacted] (白ジグボグス)
利用自動車を代える場合は速やかに賃借人は賃借人に報告しなければならない。

第2条 賃料は1台当月月額 7,000円として、毎月末日までに翌月分を賃借人に支払うものとする。

第3条 賃借契約期間は平成24年 / 月 / 日より1ヶ年とする。
但し、契約期間が満了した時には契約更新について賃借人と賃借人が協議する。また、このときに経済的態様の状況等によっては、賃料を変更することが出来るものとする。

第4条 賃借人が次の各号のいづれかに抵触したときは、賃借人は直ちにこの契約を解約することが出来るものとする。
この場合には賃借人は異議なく、速やかに自動車駐車場を明け渡さなければならない。
(1) 賃料の支払いを2ヶ月遅った時
(2) 駐車場以外の目的に使用したとき
(3) 第三者に転貸した時
(4) その他契約の主旨に違反した時

第5条 賃借人が所有する自動車が駐車場を使用中に、天災・盗難・火災等により自動車に損害が生じることがあっても、賃借人は、その責を負わないものとする。

第6条 賃借人及びその家族、使用人、訪問者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場の施設或いは他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は速やかにその損害の処理等に対処するものとする。

第7条 この契約を解除するときはイヶ月前に相手方に予告するものとする。
但し、賃借人は予告に代えて1ヶ月分の賃借料を賃借人に支払って即時に解約することが出来るものとする。

第8条 賃料は賃借人の指定する下記の金融機関に振込むが、賃借人の自宅まで持参するものとする。

振込金融機関 [redacted]
口座名義 [redacted]
口座番号 [redacted]

第9条 この他定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

上記の通り、契約したことを証するため署名・押印のうえ、双方各一通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 28 日
賃借人 [redacted]
氏名 [redacted]
住所 高山市分室001-202
氏名 奥野 詠子

整理番号	148	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	5月分	(4/25)			
	事務所費	51,500	円/月の内			
	議員事務所	25,750	円/月			
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月			
	駐車場	7,000	円/月の内			
	議員事務所	3,500	円/月			
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月			

上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	5月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	5月分
	《合計》*	29,250		

《領収

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	増番番号	処理番号	日付
お振込	0062840	30-04-25	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
金額	取付枚数	取付枚数	
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
16:29	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 04月26日 000155

オクノ IIC 様
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	増番番号	処理番号	日付
お振込	0062844	30-04-25	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
金額	取付枚数	取付枚数	
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
16:29	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 04月26日 000156

オクノ IIC 様
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

《領収書

收受 平成30年5月15日
 決裁 平成30年5月16日
 処理 平成30年5月17日

整理番号	149	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 4月請求分 8,482 円の内 議員事務所 4,241 円/月 詠桜会（後援会） 4,241 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	事務所費 電話代	4,241	8,482 円の1/2 4月請求分
	《合計》*	4,241	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、電話料金等払込受領証もこと。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側の枚を出していただき、記以外のお支払いは切り取らないでください。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年 4月ご請求分
金額(円)
¥8,482-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
18.4.25

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 30 年 5 月 15 日
 決裁 平成 30 年 5 月 16 日
 処理 平成 30 年 5 月 17 日

整理番号	150	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	4月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 4月分		
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 5 月 15 日
 決裁 平成 30 年 5 月 16 日
 処理 平成 30 年 5 月 17 日

勤務実績表

平成30年4月

従事者名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月		
小計			60	小計			60
				合計			120
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

雇用契約書

1. 雇用期間

平成29年2月1日から雇用し期間は定めないものとする。

2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

6. 業務内容

政務活動調査に関すること。

7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成29年2月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1

自由民主党富山県議会議員

奥野 詠子

乙 被雇用者

事務所経費按分に関する覚書

自由民主党富山県富山市第九支部（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、共同使用している事務所（富山市大町282）の事務所経費について、次の通り覚書を取り交わす。

下記の事務所経費について、自民党活動経費と県議会議員奥野詠子の政務調査活動にかかる経費を、最大2分の1に按分し甲に支払うものとする。

記

人件費、資料作成・購入費 等

平成29年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地1 202
自由民主党富山県富山市第九支部
支部長 奥野 詠子

乙 富山県富山市今泉30番地1
富山県議会議員 奥野 詠子

38/	電気代
08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務所費 ・ 10_人件費
4月分	4,758 円の内
議員事務所	2,379 円/月
詠桜会 (後援会)	2,379 円/月

事務所費 電気代	2,379	4,758 円の1/2 4月分
	2,379	

《領収書貼付》

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 日	金額	4	758
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	352
お支払期日	5月21日	精算額(再掲) 円	

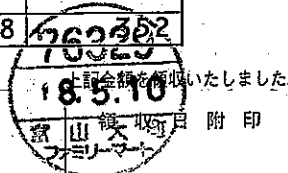
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4758	352
合計	4758	762302

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 0120-776453



- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成30年6月7日
 決裁 平成30年6月11日
 処理 平成30年6月11日

382	事務所賃料				
08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
事務所・駐車場	賃料	6月分	(5/2月)		
事務所費		51,500	円/月の内		
議員事務所		25,750	円/月		
詠桜会(後援会)		25,750	円/月		
駐車場		7,000	円/月の内		
議員事務所		3,500	円/月		
詠桜会(後援会)		3,500	円/月		

賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	6月分	/
賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	6月分	
		29,250		

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0055404	30-05-21	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:39	¥432	¥54,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 05月22日 000211
[Redacted]
[Redacted] 様
[Redacted] 様
オクノ IIC 様
電話番号 076-492-2828

お願い...
ATM振込の組戻しはご利用控を大切に保管してください。
お振込先、お振込金額、お振込日(明細)を大切に保管してください。

北(20)5042 1/21.2 108x500 CR

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0055408	30-05-21	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:39	¥432	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 05月22日 000212
[Redacted]
[Redacted] 様
[Redacted] 様
オクノ IIC 様
電話番号 076-492-2828

北(20)5042 1/21.2 108x500 CR

整理すること。)

收受 平成 30 年 6 月 7 日
決裁 平成 30 年 6 月 11 日
処理 平成 30 年 6 月 11 日

整理番号	383	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	5月分 3,934 円の内 議員事務所 1,967 円/月 詠桜会 (後援会) 1,967 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所費 電気代	1,967	3,934 円の1/2 5月分
	《合計》	1,967	/

《領収書貼付

占付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	金額	円	
30 5	3,934		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	横 消費税等相当額(再掲) 円	291
お支払期日	6月21日	精算額(再掲) 円	

この日をご返済すると延滞利息を申し受けます。

ご住所 〒910-0282 吉田ビル1F

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (円)
211	3934	291
合計	3934	291

北陸電力株式会社
お客様サービスセンター
TEL 0120-776453

5万円 (消費税等相当額を除く) 以上印紙貼付

收受 平成 30年 6月 7日
 決裁 平成 30年 6月 11日
 処理 平成 30年 6月 11日

整理番号	384	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費

内容	固定電話	
	5月請求分	8,482 円の内
	議員事務所	4,241 円/月
	詠桜会（後援会）	4,241 円/月

上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所費 電話代	4,241	8,482 円の1/2 5月請求分
	《合計》	4,241	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、電話料金等払込受領証を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、1領収書を貼付してください。古紙外でお支払いの場合は切り取らないでください。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年 5月ご請求分

金額(円) 西日本 円
¥8,482

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
2018.5.28
ローソン
岸尾光広

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

収受 平成 30 年 6 月 7 日
 決裁 平成 30 年 6 月 11 日
 処理 平成 30 年 6 月 11 日

整理番号	325	事業概要	人件費		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	5月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の1/2	5月分	
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成30年6月7日
 決裁 平成30年6月11日
 処理 平成30年6月11日

勤務実績表

平成30年5月

従事者名

XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	火	9:00 ~ 16:00	6	16	水	9:00 ~ 16:00	6
2	水	9:00 ~ 16:00	6	17	木	9:00 ~ 16:00	6
3	木			18	金	9:00 ~ 16:00	6
4	金			19	土		
5	土			20	日		
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火	9:00 ~ 16:00	6
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水	9:00 ~ 16:00	6
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6
11	金	9:00 ~ 16:00	6	26	土		
12	土			27	日		
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6
14	月	9:00 ~ 16:00	6	29	火	9:00 ~ 16:00	6
15	火	9:00 ~ 16:00	6	30	水	9:00 ~ 16:00	6
				31	木	9:00 ~ 16:00	6
小計			54	小計			72
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	576	事業概要*	県政報告作成		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 22 6,000部 259,200円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	印刷費	254,016	県政報告vol.22 6,000部 259,200円×0.98		
	《合計》*	254,016			

領 収 証

奥野詠子 様

30年6月8日

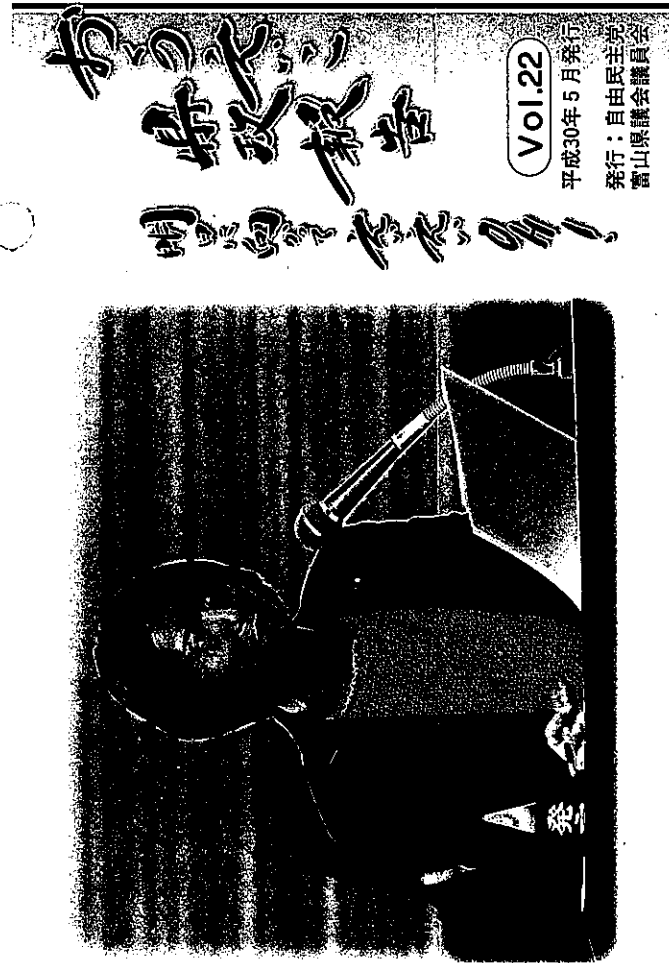
¥ 259,200 -

但し県政報告Vol.22 6,000部印刷代
上記の金額正に領収いたしました



有限 平野 総合印刷社
〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9
TEL: 076(425)8102
代表取締役 平野 敏 次

收受 平成 30 年 7 月 6 日
決裁 平成 30 年 7 月 9 日
処理 平成 30 年 7 月 9 日



Q. 市街化区域内農地の保全に関し、国は平成28年に生産緑地法を改正し、指定要件の緩和を行ってきたが、県内における制度の運用事例がない理由について、どのように分析しているのか、伺う。

おのえいこ
生産緑地に指定されると、地区内農地の固定資産税に関する優遇措置が受けられる。これまで30年の富農継続、もしくはまた富農意欲がなくなるまでの富農継続（年齢制限はなし）が条件であったが、現在は農地を貸し出し、自ら富農しない場合にまで適用されるよう条件が緩和された。この法律、制度の成り立ちから、大抵市街のみが対象との認識が多いほか、現在進行形で制度が改正されており、条件緩和が周知されていないことも課題と指摘されている。

A. 農林水産部長
これまで生産緑地地区の設定を行っていない理由について、生産緑地法に基づく対象3市（富山市、高岡市、射水市）に関き取り調査を行ったところ、高岡市及び射水市では、生産緑地の指定を求めない。また富山市では、一部の地域から、都市農業基本法や生産緑地制度について問い合わせがあったものの、具体的な要望は聞いていないとのこと。一方で、昨年の制度改正等で、生産緑地の指定に係る面積要件の緩和や設置可能施設の追加などが行われたことから、これらも含めて、対象3市と連携、協力して制度の周知を図りたい。

Q. 奥野市町村が都市農地の保全や活用について幅広い施策を展開できよう。国による都市農地、都市農業に対する認識の大幅向上について、県の都市計画区域マスタープランにも明記し、これからの時代におけるまちづくりを推進すべきと考え、所感を伺う。

人口が著しく減少していくことが予想されるなか、市街化区域内でも、宅地化、開発すべき地域や範囲と、農地、緑地として保全する地域や範囲とのメリハリをついたまちづくりが重要と考えます。

A. 知事
県の都市計画区域マスタープランについては、関係市との意見調整を終えて、平成28年に県内全区域の改正を終えたところであるが、国では平成28年5月に、法に基づく都市農業振興基本計画を閣議決定しているため、次回見直しを行う際に、都市農地の多様な機能も考慮し、地域事情や住民ニーズを踏まえ、関係市町村の意見も聞き、検討を行いたい。

おのえいこ
3月1日に開設した「性暴力被害ワンストップ支援センター」とやまは本文の知事答弁の中にもありますが、開設から週間で59件の相談が寄せられました。開設から1か月後には140件を超え、4月末現在209件と報告されています。当初予想していた相談件数をはるかに超える件数となりました。この短い期間に、法的支援に携わる関係機関と連携して対応しようとするところもあつたといえます。センターでは、被害直後の緊急性を要し、医療機関や警察と連携するようケースから被害から何年も経過しているもの、PTSD等の精神的ダメージが大きく、被害を引きずりつづけているケース、深刻になると社会復帰が困難になっているケースまで幅広いケースに対応しています。性暴力被害は表面化しにくい分、長期間被害を引きずり、深刻な事態を引き起こしていることがわかります。また全体の1割程度とはいうものの、男性からの相談もあるということで、性暴力の被害は女性だけではなくとも明らかになりました。もし被害に遭ってしまったら24時間365日、専門家が秘密厳守で対応するワンストップ支援センターが富山にも開設しましたので、被害の大小を問わず、連絡いただくことが早期回復に繋がります。万の際には「性暴力被害ワンストップ支援センター」とやま0764717879まで。

6月議会では、6月25日(月) 10:00～ 予算特別委員会にて質問いたします。
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友達リクエストの際はメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野弥子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野弥子県議 後援会 詠歌会 (@eioakai)

連絡先
富山県議会自民党控室 議員事務所
〒930-8501 富山市新緑曲輪1-7 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp

おくのえいこ 県政報告

おのえいこ
深緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年3月1日、問題提起から足掛け5年、県条例策定を経て、「性暴力被害ワンストップ支援センター」とやまが開設しました。これまでご意見、ご協力をいただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

おかげさまで議員生活も8年目を迎えました。県議会自民党会派で進めてきた議員提案条例づくりについては、私も初当選以来5本の条例案作成に携り、そのうち2本は事務局長を務めさせていただきました。それらはすべて全会派一致で可決をいただいています。

さらに、一般質問や予算特別委員会での質問等を通して、教育や医療、福祉、防災等の分野において、新しい仕組みを多数作ってきました。

どれも皆様から頂いたご意見やご要望を参考に、国を始め、様々な現場に足を運び、県当局と議論しながら、時間をかけて形作ってきたものばかりです。

一度の質問では、県当局を動かすことはできません。日常の中で、当局側と丁寧な議論を重ね、お互いの妥協点を探り、仕組みをデザインし、実行に移すことは、時間と忍耐が必要ですが、その分やりがいはいは大きく、県民福祉の向上に寄与できたとすれば、こんなに嬉しいことはありません。

二期目の任期も残り1年を切りましたが、現在、事務局長としては本目となる新たな議員提案条例づくりに取り組んでいます。より良い富山県づくりのため、引き続き努力していく所存です。

富山県議会議員
奥野 弥子

予算特別委員会 平成30年3月16日 (一部抜粋)

児童養護施設入所児童の進学率について

Q: 3月1日に開催した「児童養護施設入所児童の進学率について」の調査結果について、調査結果の概要を伺います。

A: 知事

3月1日から14日までの2週間で、59件の相談に対応した。中には深刻な虐待被害についての相談が寄せられ、法的支援に携わる関係機関と連携して支援を行ったケースもあったと聞いている。『ワンストップ支援センター』周知のため、県広報、新聞、ラジオ、HP、リーフレット等を活用するとともに、電話番号やQRコード等を記載した案内カードの配布や、鉄道駅や公共機関の女性用トイレ内への掲示など、支援を必要としている方に情報が伝わるように工夫している。平成30年度は、29年度支援員養成研修を受けた支援員に対するスキルアップ研修や、二次被害を防止するために適切な対応が求められる医師・教員等に対する研修等を実施したい。

社会的養護について

社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監督、保護されることのできる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護することと、また、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。保護者が育てられなくなり理由がある場合や保護者から虐待を受けている場合などは該当する。平成28年6月に公布された児童福祉法の一部を改正する法律では、これまで不明確であった児童の権利と、都道府県の義務が明確化された。

Q: 社会的養護における県の果たすべき役割と、社会的養護を必要とする子どもたちが自己肯定感を持ち、社会へと自立していく重要性について、所見を伺います。

A: 知事

平成30年度は、児童相談所の児童福祉司を増員し、相談体制のさらなる強化を図るほか、新たに児童虐待対策や里親制度に対する理解を促進するための普及啓発事業に取り組む。社会的養護を必要とする子どもは、自己肯定感や主体性を失っている子どもが多いことから、安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自

A: 厚生部長

県内では3施設ある児童養護施設のうち、1施設で小規模グループケアが実施されている。他の施設においても施設の老朽化に伴う改修が必要と聞いているため、制度の周知を図り、小規模化を促していきたい。また、施設の運営面について、小規模グループケアを実施する場合は、人員配置について一定の措置があり、こうした仕組みを活用し、施設入所児童ができる限り良好な家庭環境で養育されるよう、小規模化を推進したい。

Q: 本県の児童養護施設入所児童の進学率の傾向を踏まえ、進学が著しく低い理由をどのように分析しているのか、伺います。

児童養護施設に入所している子供たちの進学は、全国の児童養護施設の子供たちのうち、平成28年3月に高校を卒業した後、大学等に進学した割合は、12%、専門学校等への進学を併せても24%に留まっている。一方、全高校卒業生への進学率は22%、専門学校等への進学を併せると34%であり、児童養護施設に入所している子供たちの進学率は著しく低い。

A: 厚生部長

本県では対象児童数は少ないが、平成27年度では、33%が専門学校等へ進学している(大学への進学はなし)。児童養護施設入所児童の進学率が低い理由は、社会的養護を必要とする子どもたちは自己肯定感や主体性を失っている子どもが多く、将来に希望を持ち目標を立てて努力していく力が不足しているため、本来持っている能力を発揮できないまま進学に甘んじている子どもも少なくないと思われる。児童が自ら希望する進路に進むことは大切であり、高校卒業後の進学についてもできる限り支援できるように、児童養護施設等の学習支援の取組みを支援したい。

Q: 子どもを中心に位置づけた施策を展開するためには、本県においても、一刻も早く社会的養護経験者の実態把握を行い、本県の現状に即した支援策を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

『新たな社会的養護シシム』では、国において、平成30年度までに社会的養護経験者の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、自立支援の施策を具体化するための検討の場を設けることとされている。

己肯定感を育み、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うこと等を通じて、将来の自立生活能力を高めていく必要がある。引き続き、児童の自立に向けた支援にしっかりと取り組むたい。

Q: 社会的養護を必要とする子どもたちの本県の現状と課題について、伺います。

改正児童福祉法では、地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育を推進することを明記し、原則として里親や養子縁組で養育されるべきとの考え方が示され、それが適当でない場合でもできる限り良好な家庭環境での養育が必要と明確化されている。

A: 厚生部長

本県における施設入所や里親委託等、いわゆる社会的養護が必要な児童数は、平成28年度末で149人となっており、10年前の平成18年度の213人と比較すると約3割減少している。そのうち里親等に委託されている児童数は、平成28年度末で34人と、平成18年度の12人から約3倍に増加している。里親委託率は、平成28年度末で22%であり、全国平均の18%を上回っているが、本県では2029年までに里親委託の割合を1/3とする目標を掲げており、県民の里親制度への理解を深めてもらうとともに、里親の新規開拓や里親家庭の養育支援等をさらに推進したい。

Q: 里親や養子縁組での養育につなげるため、まずは、要養形成に際して重要な時期である未達における取組みを強化すべきと考えますが、どのように取り組むのか、伺います。

里親等の養育では、子どもが成長するに従い、良好な関係を築くことが困難になるとされ、乳幼児から児童養護施設へ移行した子どもたちは、施設生活の長期化が指摘されている。

A: 厚生部長

乳幼児を要所した後、里親委託等に移行した実績は平成28年度4件であったが、今後さらに里親委託を進めるため、里親の確保や質の向上に向け、児童相談所や里親支援機関等と一層緊密に連携し、普及啓発や子どもの発達や健康管理のポイント等、乳幼児に関する内容を含んだ里親の研修等に取り組むたい。

Q: 乳幼児や児童養護施設からの児童の移行を促すため、新たな体制へスムーズに移行するには、現場のニーズを踏まえた本県の実情にあつた支援構築が必要であると考えますが、所見を伺います。

施設の小規模化には、人的配置や当直勤務の増加が見込まれ、施設側の負担が大きくなることが予想される。また、各施設の実情にあつた支援が必要となることから、現場に足を運び、官民の連携を強化すべき。

A: 知事

国は、調査の具体的な内容や実施方法を検討中であり、社会的養護経験者の実態把握については、なるべく早く国にやつてもらって、国における核家族の状況や、実施される実態調査の具体的な内容や実施方法、さらには調査結果などを見定める必要があると考えている。

その上で、国の調査結果に加えて、県独自に調査すべきかどうかを検討したい。なお、県独自の実態調査の実施の有無にかかわらず、児童の自立支援に向けた取組みを行うことは重要であり、平成30年度、児童福祉法の支援対象である18歳を超え措置解除となった施設入所児童等に対して、22歳まで施設入所等を継続し必要な支援を実施する。

都市農業と都市計画について

Q: 農業政策の観点から、都市農業の必要性について、伺います。

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、それに伴って平成28年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地(市街化区域内農地)の位置づけが一宅地化すべきものから「都市にあるべきもの」へと変更された。これまでは市街化区域内農地は、すべて宅地化することが前提であったが、この計画により、国の政策が大転換された。

A: 農林水産部長

都市農業振興基本法第3条に規定されている都市農業の基本理念によれば、都市農業の機能としては、①国土・環境の保全、②防災、③良好な景観の形成、④都市住民への地元産の新鮮な農産物の供給、⑤都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の機能、⑥農業に対する理解醸成、といった多様な機能を果たしていると考えられている。

本県においては、市街化区域内農地は900ヘクタール余り存在するが市街地と農業振興地域が比較的近接しており、農産物の供給や都市住民との交流の場などとして一定の機能を果たしていると認識している。



整理番号	577	事業概要*	上下水道料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	4月請求分 2,160 円の内 議員事務所 1,080 円 詠桜会 (後援会) 1,080 円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	事務所 上下水道代	1,080	2,160 円の1/2 4月請求分
	《合計》*	1,080	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を偽し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成30年度 富山市水道料金等
監督 状 兼 領収書

水道料金等が、次のおり未納となつて
います。指定の期限までに必ずお支払いく
ださい。お支払いが無いときは、法令や条
例に基づき、給水停止処分や滞納処分を執
行する場合があります。

お浴さま番号
[REDACTED]

使用者 奥野 詠子 様
納入者 奥野 詠子 様
発行日 平成 30年 6月 1日
指定期限 平成 30年 6月 15日

給水装置場所
大町 (大町2区) 282

平成30年 4月請求分	
水道料金	864 円
下水道使用料	1,296 円
し尿くみ取り手数料	0 円
合計金額	2,160 円

領収日付印
平成30年7月6日
奥野詠子

お問合せ先は裏面に記載
しております。
*領収日付印の押印によって
効力が生じます。

富山市上下水道事務管理センター
富山市上下水道局
出納・収納取扱金融機関
口座番号 00720-5-960609
加入者名 富山市上下水道事務管理センター
収納代行会社 (納電算システム
担当者) (お客さま控)

收受 平成 30 年 7 月 6 日
 決裁 平成 30 年 7 月 9 日
 処理 平成 30 年 7 月 9 日

整理番号	578	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	7月分	(6/18)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 7月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 7月分
	《合計》*	29,250	
《領	北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控 いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。		北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控 いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。
	お取引の種別 振込番号 処理番号 日付 お振込 0048306 30-06-18 銀行番号 預金店番号 科目・口座番号 取扱店番号 0144 [REDACTED] 万円 千円 百円 50円 10円 5円 1円 時刻 ご利用手数料(消費税を含む) お取引金額 10:23 ¥432 ¥54,000 おつり お取引後の残高 円*****円 手数料のうち振込手数料 ¥432 000012 [REDACTED] 様 オクノ イコ 様 電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。		

收受 平成30年7月6日
 決裁 平成30年7月9日
 処理 平成30年7月9日

整理番号	579	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	6月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 6月分		
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 7 月 6 日
 決裁 平成 30 年 7 月 9 日
 処理 平成 30 年 7 月 9 日

勤務実績表

平成30年6月

従事者名

XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金	9:00 ~ 16:00	6
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土		
小計			66	小計			60
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	104	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費	
内容	6月分 3,444 円の内 議員事務所 1,722 円/月 詠桜会 (後援会) 1,722 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所費 電気代	1,722	3,444 円の1/2 6月分
	《合 計》	1,722	

《領収書貼付

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社			
平成 年 月分	30	6	金額	3,444 円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		様	消費税等相当額 (再掲) 円 255
お支払期日	7月20日			精算額 (再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3444	255
合計	3444	255

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 ☎ 0120-776453

領収書 8.7-3 附印

5万円 (消費税等相当額を除く) 以上印紙貼付 (お客さま控)2485

收受 平成30年7月20日
 決裁 平成30年7月25日
 処理 平成30年7月26日

整理番号	705	事業概要	上下水道料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	6月請求分 2,160 円の内 議員事務所 1,080 円 詠桜会 (後援会) 1,080 円		
事業実績報告書	経費の内容*	金額 (円)*	備 考
	事務所 上下水道代	1,080	2,160 円の1/2 6月請求分
	(合 計)*	1,080	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成30年度富山市水道料金等納入通知書兼領収書

お客様番号 [] 様

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 平成30年7月2日

納期限 平成30年7月17日

給水装置場所 富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成30.4.7~平成30.6.8
口径	20 mm
用途	家事用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 日 日 日 日

平成30年6月請求分

水道料金	864 円
内消費税	(64 円)
下水道使用料	1,296 円
内消費税	(96 円)
し尿くみ取り手数料	0 円
内消費税	(0 円)
合 計 金 額	2,160 円
内消費税	(160 円)

領収日付印 8.7.-3

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領収日付印の押印によって効力が生じます。

富山上下水道局 富山上下水道局経営協議会

富山市上下水道局 出納・取納取替金種機関 及びコンビニでは取入印紙不要

取納代行会社 (株)電算システム (お客様さま控)

口座番号 00720-5-960609 (加入者名 富山市上下水道局経営協議会)

收受 平成30年7月20日
 決裁 平成30年7月25日
 処理 平成30年7月26日

整理番号	736	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	

内容	固定電話	
	6月請求分	8,482 円の内
	議員事務所 詠桜会（後援会）	4,241 円/月 4,241 円/月

経費の内容	金額(円)	備考
事務所費 電話代	4,241	8,482 円の1/2 6月請求分
《合計》	4,241	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、右欄をお出しください。上記以外のお支払いの場合は切り取りをしないでください。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年6月ご請求分

金額(円) 請求額
請求額 ¥8,482

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
76329
8.7.-3
山 大 印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 30 年 7 月 20 日
 決裁 平成 30 年 7 月 25 日
 処理 平成 30 年 7 月 26 日

整理番号	757	事業概要*	県政報告作成		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 22 5月送付 支払い6/20口座振替 後納郵便 @ 71円 4,784 通 339,664円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	郵送費	332,870	県政報告vol.22 339,664円×0.98 /		
	《合計》*	332,870			

領 収 書 (Receipt)

発行日 2018年7月6日


お客さま氏名 (Customer)
奥野 詠子

様

右記、金額を 2018年 6月 20日付で

口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1002801-00		
ご請求の内訳 (Billing Details)	2018/05/01~2018/05/31	料金後納ご利用額	
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	342,504 円	25,370 円	
金融機関	北陸 本店営業部		

日本郵便株式会社 

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

收受 平成 30 年 7 月 24 日
 決裁 平成 30 年 7 月 26 日
 処理 平成 30 年 7 月 27 日

後納郵便物等 取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様

2001051013-000001-
0000000001-000001

[後納引受]
1 ゆうメール特別

	50g	県内
@71	4,784通	
		¥339,664

合計	¥339,664
----	----------

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 5月21日 16:05
担当: XXXXXXXXXX
発行No. 180521K1518 端341039386
連絡先: 富山南郵便局
TEL: 076-421-8561

取扱局	2001-322130
後納承認局	2001-322130
後納お取引番号	0001448174

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と
異なることがあります。

おのえいこ 県政報告

Vol.22

平成30年5月発行

発行：自由民主党
富山県議会議員



おのえいこ

深緑の候、皆様におかれましては、本年ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年3月1日、問題提起から足掛け5年、県条例策定を経て、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」が開校しました。これまでご意見ご協力をいただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

おかげさまで議員生活も8年目を迎えました。県議会自民党会派で選りあげられた議員提案条例づくりについては、私も初当選以来5本の条例案作成に携わり、そのうち2本は事務局長を務めていただきました。それらはすべて全会派一致で可決をいただいています。

さらに、一般質問や予算特別委員会での質問等を通して、教育や医療、福祉、防災等の分野において、新しい仕組みを多数作ってきました。

どれも皆様から頂いたご意見やご要望を参考に、国を始め、様々な現場に足を運び、県当局と議論しながら、時間をかけて形作ってきたものばかりです。

一度の質問では、県当局を動かすことはできません。日常の中で、当局側と丁寧な議論を重ね、お互いの妥協点を探り、仕組みをサインし、実行に移すことは、時間と忍耐が必要ですが、その分やりがいはいくぶん大きく、県民福祉の向上に寄与してきたとすれば、こんなに嬉しいことはありません。

二期目の任期も残り1年を切りましたが、現在、事務局長としては3年目となる新たな議員提案条例づくりに取り組んでいます。より良い富山県づくりのため、引き続き努力していく所存です。

富山県議会議員
奥野 珠子

Q 市街化区域内農地の保全に関し、国は平成3年に生産緑地法を改正し、指定要件の緩和を行ってきたが、県内における制度の活用事例がない理由について、どのようにお考えでしょうか、伺う。

生産緑地に指定されると、地区内農地の固定資産税に関する優遇措置が受けられる。

これまでは30年の登録継続、もしくはまた登録費がかかるまでの登録継続（年割制度なし）が条件であったが、現在は、農地を貸し出し、自ら登録しない場合にも適用されるよう条件が緩和された。

この法律、制度の成り立ちから、大都市圏のみが対象との誤解が多いほか、現在進行形の制度が成立している、条件緩和が周知されていないことも課題と指摘されている。

A 農林水産部長

これまで生産緑地地区の指定を行っていない理由について、生産緑地法に基づき対象とする市（富山市、高岡市、射水市）に聞き取り調査を行ったところ、高岡市及び射水市では、生産緑地の指定を求めない。また富山市では、一部の地域から、都市農業基本法や生産緑地制度について問い合わせがあったものの、具体的な要望は聞いていないとのこと。

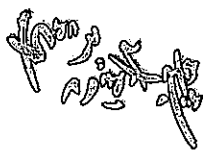
一方で、昨年の制度改正等で、生産緑地の指定に係る面積要件の緩和や設置可能施設の追加などが行われたことから、これらも含めて、対象市と連携し、協力して制度の周知を図りたい。

Q 県および市町村が都市農地の保全や活用について幅広い施策を展開できるよう、国による都市農地・都市農業に関する認識の大転換について、県の都市計画課やマスタープランにも明記し、これからの時代にあつちづくりを推進すべきと考えるが、所見を伺う。

人口が著しく減少していくことが予想されるなか、市街化区域内であっても、宅地化、開発すべき地域や範囲と、農地・緑地として保全する地域や範囲とのメリハリをつけなまちづくりが重要と考える。

A 知事

県の都市計画区域マスタープランについては、関係市との意見調整を終えて、平成28年に県内全区域の改定を終えたところであるが、国では平成28年5月に、法に基づく都市農業振興基本計画を閣議決定しているため、次回見直しを行う際に、都市農地の多様な機能も考慮し、地域事情や住民ニーズを踏まえ、関係市町村の意見も聞き取りを行いたい。



3月1日に開設した「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」は、本文の知事答弁の中にもありますが、開設から2週間で59件の相談が寄せられました。開設から1か月後には140件を超え、4月末現在209件と報告されています。当初予想していた相談件数をはるかに超える件数となりました。

この短い期間に法的支援に携わる関係機関と連携して対応したケースもあつた聞いています。センターでは被害直後の緊急性を要し、医療機関や警察と連携するようなケースから被害者から何年も経っているもの、PTSD等精神的ダメージが大きく被害を引きずり続けているケースまで幅広いケースに対応しています。性暴力被害は表面化しにくい分、長い期間被害を引きずり深刻な事態を引き起こしていることがわかります。

また全体の1割程度というものの、男性からの相談もあるということで、性暴力の被害は女性だけではなくも明らかになりました。もし被害に遭ってしまったら、24時間365日専門家が秘密厳守で対応するワンストップ支援センターが富山にも開設しましたので、被害者や小さなお子さんを連れた方が、早期回復に繋がります。

万の際には「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」076-471-7879まで。

6月議会では、6月25日(月) 10:00～
予算特別委員会にて質問いたします。
ケーブリングレピ、インターネットで開催いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの欄にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。

Twitter 本人アカウント 奥野珠子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野会 会報会 (@eibokai)

連絡先

富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(441)8421
TEL 076(431)5244 FAX 076(420)3530
E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp

議員事務所
〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

予算特別委員会 平成30年3月16日（一部抜粋）

Q 3月1日に開設した「児童力開発コンスタンス支援センター」やまごについて、開設から2週間余りが経過したが、実績・反応を踏まえた知事の見解を伺う。

A 知事

3月1日から14日夕までの2週間で、59件の相談に対応した。中には深刻な性暴力被害についての相談が寄せられ、法的支援に携わる関係機関と連携して支援を行ったケースもあったと聞いている。
「コンスタンス支援センター」周知のため、県広報、新聞、ラジオ、HP、リーフレット等を活用するとともに、電話番号やQRコード等を記載した案内カードの配布や、鉄道駅や公共機関の女性用トイレ内の掲示など、支援を必要とする方への情報が伝わるように工夫している。
平成30年度は、29年度支援員養成研修を受けた支援員に対するスキルアップ研修や、二次被害を防止するために適切な対応が求められる医師、教員等に対する研修等を実施したい。

社会的養護

社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護、保護を受けることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。保護者が置かれていない理由がある場合や保護者が虐待を受けている場合などが該当する。平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律では、これまで不明瞭であった児童の権利と、都道府県の義務が明確化された。

Q 社会的養護における県の果たすべき役割と、社会的養護を必要とする子どもたちが自己肯定感を持ち、社会へ自立していく重要性について、所見を伺う。

A 知事

平成30年度は、児童相談所の児童福祉司を増員し、相談体制のさらなる強化を図るほか、新たに児童虐待対策や里親制度に対する理解を促進するための普及啓発事業に取り組み。
社会的養護を必要とする子どもは、自己肯定感や主体性を失っている子どもが多いことから、安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自

A 厚生部長
県内では3施設ある児童養護施設のうち、1施設で小規模グループケアが実施されている。他の施設においても施設の老朽化に伴う改修が必要と聞いているため、制度の周知を図り、小規模化を促していきたい。
また、施設の運営面について、小規模グループケアを実施する場合は、人員配置について一定の措置があり、こうした仕組みを活用し、施設内児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、小規模化を推進したい。

Q 本県の児童養護施設入所児童の高専教育機関への進学率の傾向を踏まえ、進学が難しく低い理由をどのように分析しているのか、伺う。

児童養護施設に入所している子どもたちの進学率は、全国の児童養護施設の子供たちのうち、平成28年3月に高校を卒業した後、大学等に進学した割合は、21%、専門学校等への進学を併せても24%に留まっている。一方、全高校卒業生の大学等への進学率は32%、専門学校等への進学を併せても47%であり、児童養護施設に入所している子どもたちの進学率は著しく低い。

A 厚生部長

本県では対象児童数は少ないが、平成27年度では、33%が専門学校等へ進学している（大学への進学はなし）。
児童養護施設入所児童の進学率が低い理由は、社会的養護を必要とする子どもたちは自己肯定感や主体性を失っている子どもが多く、将来に希望を持ち目標を立てて努力していく力が不足しているため、本来持っている能力を発揮できないまま低学力に甘んじている子どもも少なくないと思われる。児童が自ら希望する進路に進むことは大切であり、高校卒業後の進学についてもできる限り支援できるように、児童養護施設等の学習支援の取組みを支援したい。

Q 子どもを中心に位置つけた施策を展開するためには、本県においても、一刻も早く社会的養護経験者の実態把握を行い、本県の現状に合わせた支援策を検討すべきと考えますが、所見を伺う。

「新たな社会的養育のビジョン」では、国において、平成30年度までに社会的養護経験者の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、自立支援の方策を具体化するための検討の場を設けることとされている。

己育実感を育み、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うこと等を通じて、将来の自立生活能力を高めていく必要がある。引き続き、児童の自立に向けた支援にしっかりと取り組むが、伺う。

Q 社会的養護を必要とする子どもたちの本県の現状と課題について、伺う。

改正児童福祉法では、地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育を推進することを明記し、原則として里親や養子縁組で養育されるべきとの考え方が示され、それが適宜でない場合でも「できる限り良好な家庭環境での養育が必須」と明確化されている。

A 厚生部長

本県における施設入所や里親委託等、いわゆる社会的養護が必要な児童数は、平成28年度末で149人となっており、10年前の平成18年度の213人と比較すると約3割減少している。
そのうち里親等に委託されている児童数は、平成28年度末で94人と、平成18年度の12人と比べて約8倍に増加している。里親委託率は、平成28年度末で里親委託の割合を1/3とする目標を上回っているが、本県では2029年までに里親等の養育では、子どもが成長するに従い、良好な関係を築くことが困難になるとされ、乳児院から児童養護施設へ移行した子どもたちは、施設生活の長期化が指摘されている。

Q 里親や養子縁組での養育につなげるため、まずは、児童福祉法にも重要な時期である3歳未満における取組みを強化すべきと考えますが、どのように取り組むのが、伺う。

里親等の養育では、子どもが成長するに従い、良好な関係を築くことが困難になるとされ、乳児院から児童養護施設へ移行した子どもたちは、施設生活の長期化が指摘されている。

A 厚生部長

乳児院を再検討した後、里親委託等に移行した実績は平成28年度4件であったが、今後さらに里親委託を進めるため、里親の確保や質の向上に向け、児童相談所や里親支援機関等と一層緊密に連携し、普及啓発や子どもの発達や健康管理のポイント等、乳幼児に関する内容を含んだ里親の研修等に取り組むが、伺う。

Q 乳児院や児童養護施設設置の定員の見直しを含め、新たな体制へスムーズに移行するには、現場のニーズを捉えた本県の養育にあつた支援構築が重要であると考えますが、所見を伺う。

施設の小規模化には、人的配置や運営活動の増加が見込まれ、施設側の負担が大きくなることが予想される。また、各施設の実情にあつた支援が必要となることから、現場に足を運び、住民の連携を強化すべき。

A 知事

国は、調査の具体的な内容や実施方法を検討中であり、社会的養護経験者の実態把握については、なるべく早く国にやつてもらって、国における検討組織の検討状況や、実施される実態調査の具体的な内容や実施方法、さらには調査結果などを見定める必要があると考えている。
その上で、国の調査結果に加えて、県独自に調査すべきかどうかを検討したい。なお、県独自の実態調査の実施の有無にかかわらず、児童の自立支援に向けた取組みを行うことは重要であり、平成30年度、児童福祉法の支援対象である19歳を超え措置解除となつた施設入所児童等に対して、22歳まで施設入所等を継続し必要な支援を実施する。

都市農業と計画について

Q 農業政策の観点から、都市農業の必要性について、伺う。

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、それに真つぎ平成28年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地（市街化区域内農地）の立地づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと変更された。
これまで市街化区域内農地は、すべて宅地化することが前提であったが、この計画により、国の政策が大転換された。

A 農林水産部長

都市農業振興基本法第3条に規定されている都市農業の基本理念によれば、都市農業の機能としては、①国土・環境の保全、②防災、③良好な景観の形成、④都市住民への地元産の新鮮な農産物の供給、⑤都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の機能、⑥農業に対する理解醸成、といった多様な機能を果たしていると考えられている。

本県においては、市街化区域内農地は900ヘクタール余り存在するが、市街地と農業振興地域が比較的近接しており、農産物の供給や都市住民との交流の場などとして一定の機能を果たしていると認識している。



(参考)

参考様式の3

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年7月6日

報告者* 奥野詠子

整理番号	576	事業概要*	県政報告作成
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 22 6,000部 259,200円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	印刷費	254,016	県政報告vol.22 6,000部 259,200円×0.98
	《合計》*	254,016	

領 収 証

奥野詠子 様

30年6月8日

¥ 259,200 -

但し県政報告Vol.22 6,000部印刷代
上記の金額正に領収いたしました



有限会社 平野 総合印刷社
〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9
TEL 076(425)8102
代表取締役 平野 敏 久

收受 平成 30 年 7 月 6 日
 決裁 平成 30 年 7 月 9 日
 処理 平成 30 年 7 月 9 日

整理番号	1047	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 8月分 (7/17)		
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 8月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 8月分
	(合計)*	29,250	
《領事	共同出張所	キャッシュカードサービス ご利用控	共同出張所
		キャッシュカードサービス ご利用控	共同出張所
		お振込 1027867 30-07-17	お振込 1027871 30-07-17
		0144	0144
		17:35 ¥432 ¥54,000	17:35 ¥432 ¥7,000
		手数料のうち振込手数料 ¥432	手数料のうち振込手数料 ¥432
		お振込日:07月18日 000363	お振込日:07月18日 000365
		様	様
		オノ イロ 様	オノ イロ 様
		電話番号 076-492-2828	電話番号 076-492-2828

收受 平成 30 年 8 月 21 日
 決裁 平成 30 年 8 月 23 日
 処理 平成 30 年 8 月 24 日

整理番号	1048	事業概要	電気代			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	7月分		4,378 円の内			
	議員事務所		2,189 円/月			
		詠桜会（後援会）		2,189 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考			
	事務所費 電気代	2,189	4,378 円の1/2 7月分			
	《合 計》	2,189				

《領収書貼付

電気料金振込依頼書兼領収書

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

受取人 北陸電力株式会社

平成 30 年 7 月 分 金額 43,788 円

振込人 (ご契約名) 奥野 詠子 消費税率相当額(再掲) 324 円

お支払期日 8月20日 精算額(再掲) 円

この目を過各月おと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山県 富山2区282 富田名水町

お客様番号 [REDACTED] 地区 17

契約	金額 (円)	消費税率相当額 (再掲) (円)
211	4378	324
合計	4378	324

北陸電力株式会社
〒920-0801 富山県富山市 富田名水町 1-1-1
TEL 0120-776453

富山県富山市 富田名水町 396469

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
(お客さま控)2485

收受 平成 30 年 8 月 21 日
 決裁 平成 30 年 8 月 23 日
 処理 平成 30 年 8 月 24 日

整理番号	1049	事業概要	電話代
債権項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 7月請求分 8,482 円の内 議員事務所 4,241 円/月 詠桜会（後援会） 4,241 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考
	事務所費 電話代	4,241	8,482 円の1/2 7月請求分
	《合 計》	4,241	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を複数貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年7月請求分

金額(円) 西日本
8,482円

受取人
奥野 詠子 様
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 18.7.31
奥野 詠子 様
396469

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 30 年 8 月 21 日
 決裁 平成 30 年 8 月 23 日
 処理 平成 30 年 8 月 24 日

整理番号	1050	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費	
内容	7月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 7月分
	《合計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成30年8月21日
 決裁 平成30年8月23日
 処理 平成30年8月24日

勤務実績表

平成30年7月

従事者名

██████████

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月		
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
				31	火	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			66
				合計			126
賃金月額 150,000 円							
自由民主党県議会議員 奥野詠子 政務活動費50% 75,000円 奥野詠子 其他費用50% 75,000円							

整理番号	1294	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 4~7月分 富山新聞 4~7月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	12,288	4~7月分	12,288 円	/
	富山新聞	12,288	4~7月分	12,288 円	/
	《合計》*	24,576			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 9 月 12 日
 決裁 平成 30 年 9 月 13 日
 処理 平成 30 年 9 月 13 日

2018年4月分 領収証 発証No. 00000905-201804-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入ありがとうございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2018年4月27日領収

北日本新聞



領収証

18年 04月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



「富山新聞 お友達紹介キャンペーン」実施中。
新規購読者紹介でギフト券5千円分ゲット!

2018年5月分 領収証 発証No. 00000905-201805-1
奥野 詠子 様

品 名	部 数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
 カジックカード 決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます
 上記金額正に領収致しました
 2018年5月27日 領収

076-425-4061

北日本新聞



領収証

18年 05月分 年 月 日 No. 509188

お名前 **奥野 詠子 様**

ご住所 **今泉 30-1 メゾン今泉202**

繰越額

合計金額 **3,072**

上記金額正に領収致しました。

品 名	部 数	金 額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
 引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

2018年6月分 領収証 発証No. 00000905-201806-1
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます
 上記金額正に領収致しました

076-425-4061

2018年6月29日領収

北日本新聞



領収証 18年 06月分 年 月 日 No. 509188

お名前 **奥野 詠子 様**

ご住所 **今泉 30-1 メゾン今泉202**

繰越額

合計金額 **3,072**

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)
 富山センター

富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
 引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

2018年7月分 領収証 発証No 00000905-201807-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2018年7月27日領収

北日本新聞



領収証

18年 07月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

整理番号	1295	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 9月分 (8/16)		
	事務所費	51,500 円/月の内	
	議員事務所	25,750 円/月	
	詠桜会(後援会)	25,750 円/月	
	駐車場	7,000 円/月の内	
	議員事務所	3,500 円/月	
	詠桜会(後援会)	3,500 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 9月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 9月分
	《合計》*	29,250	

《領収

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控
いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0163556	30-08-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
万 円	千 円	百 円	十 円
5	0	0	0
時刻	ご利用手数料 (前記手数料を含む)	お取引金額	
13:52	¥432円	¥54,000円	
おつり		お取引後の残高	
円*****円		円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
000030

〆クノ I I コ 様

電話番号 076-492-2828

※願ひ……通帳へ記入される場合は「ATM振込の領収書」(別紙)を添付してください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控
いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0163560	30-08-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
万 円	千 円	百 円	十 円
5	0	0	0
時刻	ご利用手数料 (前記手数料を含む)	お取引金額	
13:52	¥432円	¥7,000円	
おつり		お取引後の残高	
円*****円		円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
000031

〆クノ I I コ 様

電話番号 076-492-2828

※願ひ……通帳へ記入される場合は「ATM振込の領収書」(別紙)を添付してください。

ること。)

北(201)5042 15 29.10 10時×500 円

收受 平成 30 年 9 月 12 日
 決裁 平成 30 年 9 月 13 日
 処理 平成 30 年 9 月 13 日

整理番号	1296	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	8月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	8月分	
	《合 計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30年 9月12日
 決裁 平成 30年 9月13日
 処理 平成 30年 9月13日

勤務実績表

平成30年8月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水	9:00 ~ 16:00	6	16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木	9:00 ~ 16:00	6	17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金	9:00 ~ 16:00	6	18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月			28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火			29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水			30	木	9:00 ~ 16:00	6
				31	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			48	小計			72
				合計			120
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	1623	事業概要*	県政報告作成		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 23 10,000部 324,000円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	印刷費	324,000	県政報告vol.23 10,000部		
	《合計》*	324,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

収受 平成 30 年 10 月 29 日
 決裁 平成 30 年 10 月 30 日
 処理 平成 30 年 10 月 31 日

請求書

売上日 平成30年08月03日

奥野詠子 様

(有) 平野 総合印刷社
代表取締役 平野 敏久
〒939-8208 富山県石川町南2丁目8-9
TEL 076-425-8102 FAX 076-491-4053
振込先 北陸銀行越前町支店 当座 1031010
振込先 北陸銀行越前町支店 普通 1031010

商品名	数量	単位	単価	金額	備考
県政報告Vol. 23	10,000	枚		300,000	
			税抜額	300,000	
			消費税額	24,000	
			合計	324,000	

領 収 証

奥野詠子 様

30年10月22日

¥ 324,000

但し 県政報告 Vol. 23 10,000枚

上記の金額正に領収いたしました



有限会社 平野 総合印刷社
〒939-8208 富山県石川町南2丁目8-9
TEL 076(425)8102
代表取締役 平野 敏久



おくのえいこ県政報告

Vol.23

平成30年8月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

明日の富山を創る！

Q. 証案となるチェックリストの項目は、先進的な研究をしている大学の研究室や企業の研究開発の活用や共同研究が有益であると考えているが、所見を伺う。

A. 教育長

教員の経験や主観などによって結果に差異が生じないよう計画の策定に結びつくものにする事が重要である。このため、参考とする資料について幅広く収集しており、例えば、この4月に筑波大学の教授を招き、教育委員会の研修会で講演していただいております。そこでいただいた研究結果も参考にすることとしている。

委員と提案のとおり、国立特別支援教育総合研究所をはじめ、各大学や企業の研究にも幅広く目を向け、必要に応じて意見も伺いながら、検討を進めたい。

Q. チェックリストを作成する際には、軽傷分野だけでなく、医療分野の専門家である児童精神科医や児童発達所・児童福祉施設の職員等、福祉分野の専門家にも協力を仰ぎ、様々な分野の専門家の意見を踏まえながら進めるべきと考えているが、所見を伺う。

医療分野の専門家からは、事業の意義・目的の設定等、事業そのものの在り方から各分野の専門家が意見を出し、事業の進め方や役割分担を協議すべきであり、証案の作成過程にこそ、医療分野の専門家が不可欠な役割を担っている。

A. 教育長

証案は、発達障がい等の専門家である大学教授の指導をもらいながら進める。また、この証案を基にチェックリストを検討するプロジェクトチームにおいても、大学教授や小児神経科の医師など専門家の方々から指導をもらって進める。より良いチェックリストを作成するためには、様々な分野の専門家の意見を幅広く伺うことが重要であるため、証案の作成段階から、本県の子供の支援拠点施設である県子ども支援センターや児童精神科医、福祉分野の専門家にも協力してもらい、チェックリストの作成を進めたい。



2011年の東日本大震災後に作られた環境省の「ペット避難ガイドライン」によると、原則、飼い主がペットを連れて逃げることになっています。みなさんは、「ペット同行避難」と「ペット同伴避難」の違いをご存知でしょうか？「ペット同行避難」は、ペットを連れて避難しますが、避難所外等にペット専用スペースが設けられ、ペットと飼い主が一緒の空間で過ごすことはできません。「ペット同伴避難」は、ペットを連れて逃げるだけでなく、避難所内でペットと飼い主が同じ空間で過ごすことができず、車中泊や避難所を転々としている人が多く、「ペット同伴避難」の方が被災者の心のケアにも繋がると言われています。先日の西日本豪雨災害後、岡山県総社市では、市長の指示で市役所の3階がペット同伴避難所として開放されました。倉敷市でも複数の避難所で学校の教室をペット同伴避難専用の避難所として使用しています。「ペットは家族の一員」私自身もペットを飼うまでは、命の危険がある災害発生時に、「ペット」という概念はありませんでした。しかし今は「ペット同伴避難」の重要性がよくわかります。避難する人の中には、以前のように「ペットは家族の一員」といった感覚を共有できない人や動物が苦手な人、アレルギーのある人もいます。全ての避難所を「ペット同伴避難」にするのではなく、あらかじめ「ペット同伴避難」ができる避難所を指定し、ペットがいる人もいない人も、それぞれが安心して生活できる空間づくりが重要です。「ペット同伴避難」したい人はどこに行けばいいのかわからない、その避難所では他の避難所とは違うルールや物資の準備が必要になります。実現に向けて取り組んでいます。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>
ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友愛リンクエストの欄にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野珠子 奥野珠子県議 後援会 アカウント 奥野珠子県議 後援会 (@eikokai)

富山県議会自民党控室
富山県議会事務局
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(441)8421
〒939-8073 富山県市大町2-8-2 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp

おくのえいこ

残暑の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は西日本を中心に、大変な豪雨に見舞われました。死者・行方不明者は、230人を超える事態となっています。平成30年7月25日現在、お亡くなりになった方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭った方々にお見舞い申し上げます。

県内でも、この雨で河川が増水し、避難準備勧告が発令された地域もあり、自然の脅威を感じることも、ハザードマップの作成や避難訓練といった防災活動の重要性、また河川管理といった土木行政の必要性についても改めて実感しています。

これを機に、増水の際にも流れが滞ることがないように河川の浚渫(しゅんせつ)や伐木にも、しっかりと手事を割り、事業を進めていかなければならないと考えています。この後の9月補正予算に向け、河川関係予算の確保にも努めていきます。

木暮ながら、まだまだ暑い日が続きますので、体調には十分ご留意ください。

富山県議会議員
奥野珠子

平成30年6月25日 予算特別委員会（一部抜粋）

スポーツの成長産業化と地域活性化

国が昨年改定した第2期スポーツ基本計画とは、「スポーツの成長産業化」と「スポーツを通じた地域活性化」というふたつの概念が新たに盛り込まれた。

「スポーツの成長産業化」は、収益性のあるスタジアム・アリーナの整備、スポーツツーリズムやスポーツ観戦、スポーツ実施に伴う関連産業等の産業を拡大させ、その収益をスポーツへ再投資し、スポーツを「する、みる、支える」参画人口の拡大につなげるもの。

日本政策投資銀行では、平成27年のスポーツ市場規模を5兆円と試算。国の第2期スポーツ基本計画では、2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大する目標を掲げている。

Q: 「スポーツの成長産業化」について、富山県のポテンシャルと可能性について伺う。

A: 知事

富山マラソンや滑降サイクリングをはじめ、近年、県内各地で海や山など、本県の豊かな自然環境を生かしたアウトドア型イベントが数多く実施されている。県内の3プロチームのホームゲームには、県内外からファンが訪れている。本県のスポーツの成長産業化に向けたポテンシャルはあるが、伸び悩んでいるイベントもある。

また、県民の健康に対する意識の高まりや企業における健康経営の取組み等の推進により、県内の関連産業の産業が拡大するといったポテンシャルはある。

本県の自然環境や交通アクセスの良さを活かしたイベント等の開催や県民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりなど、スポーツの振興や成長産業化にしっかりと取り組みたい。

Q: スポーツを目的とした県外・海外からの旅行者を増加させるため、今後どのような戦略を図るのか伺う。

海・山・川等の地域資源を活かした、本県ならではの新たなスポーツ資源の発掘と、それを軸としたスポーツツーリズムの構築、さらに各種合宿誘致も踏まえ、戦略的な情報発信が必要。

A: 知事

世界に誇る富山湾や立山連峰の美しく雄大な自然景観、富山運河環水公園、歴史・文化が息づく町並みなど、全国に誇る魅力的なスポットが数多くある。こうした環境のなかで、県外・海外から本県へ来てスポーツを楽しむなどしてもらうことは、観光振興や地域の活性化につながる絶好のチャンスになる。

県では、W・I・T・I環境の整備促進、多言語表記・案内の充実など受入れ環境の整備のほか、「とやま観光ナビ」の多言語化、スマートフォン対応などの充実を図っている。また、県外の大学の部活動やサークル活動などの合宿誘致の一部を助成しており、平成29年度実績は86団体、延べ宿泊者数17,420人超と、8年前の2.2倍となった。

Q: スポーツを通じた地域活性化を図るためには、地域スポーツコミッションの設立が有効であり、部局横断はもちろん、県内市町村の協力が重要なため、まずは県が立ち上げを主導し、将来的には自立できる組織の在り方が望ましいと考えますが、所見を伺う。

第2期スポーツ基本計画でも、コミッション設立を推進している。本県はフィルムコミッションが成功しており、そのノウハウ、成功実績もあり特に有効と考える。

A: 知事

地域スポーツコミッションや既存の協議会が連携して取り組んでいる事例では、単独での合宿誘致が困難な町村などが、誘致に成功し、施設の有効活用にもつながっている。

一方で、組織団体間の連携が上手くとれず、誘致できても交流人口の増加や経済効果に結びつかず、財源が行政の負担金額になるなどの課題も見受けられる。

県フィルムコミッションは、映画やドラマ等の撮影の誘致、支援に熱心に取り組んできた結果、これまで多くの富山ロケが実現しており、そのノウハウがスポーツ大会等の誘致に生かせるかどうか検討したい。



Q: 本県の「元気とやまスポーツプラン」は、平成24年4月に策定されたものであり、新しい概念を盛り込んだ国のスポーツ政策に対応できていないが、「元気とやまスポーツプラン」の策定の目的について伺う。

国の第2期スポーツ基本計画は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツの機運が盛り上がることを想定して計画されており、地元公共団体に対して、速やかに地方計画を策定、または策定し、関係部局・団体が一体となって施策に取り組むよう求めている。

A: 総合政策局長

平成23年度に「元気とやまスポーツプラン」を策定し、平成24年4月から取り組んでいる。プランは、概ね10年間を計画期間としているが、国の「第2期スポーツ基本計画」や、県の新総合計画を踏まえたプランの見直しが必要と考えている。

東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、本県のスポーツ振興を一層推進するとともに、多様化するニーズや新たな課題等に対応できるように、今年度後半から準備を始め、新たなスポーツプランの策定に取り組みたい。

発達障害児に対する適切な教育支援の取組

Q: 本年度、発達障害教育支援事業において、早期に発達障がいの疑いに応付き、特別な支援を必要とする子供たちの教育的ニーズを把握するためのチェックリスト作成に取り組んでいるが、チェックリスト作成の目的について伺う。

A: 教育長

早期に発達障がいの疑いに応付き、教育的ニーズを把握するためには、専門性が不可欠なことから、市町村教育委員会や小中高校の校長会から、子供の行動を見るときに観点や気になる子供の教育の把握などができるチェックリストの提供を要望されている。

このチェックリストは、発達障がいの有無を判断するためのものではなく、早期に発達障がいの疑いに応付き、教育的ニーズを把握するためのものである。

Q: 発達障がいの疑いも含め、本県における医療面での支援地点である富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを受診した子供のうち、発達障がいでない診断された子供の割合について伺う。

発達障がいとは、脳の機能障害に由来するものであるが、医療機関では、心理的、または環境的な因子で、一時的に発達障がいと類似の行動を呈する子供たちの存在が確認されている。

A: 厚生部長

平成28年度において、同センターの小児神経科、および児童精神科を受診した子供のうち、専門家の見立てでは、8割程度は発達障がいがあると診断されている。また、発達障がいの症状や程度には個人差があり、診断後の発達の過程、療育支援や周辺の環境等によって状態が変化することから、センターでは受診した子供やその家族に対し、専門的な支援を行っている。

Q: チェックリストの活用については、①現場の教員の経験や力量、主観によって結果が大きく変わることが懸念される。②教育現場において、障がい児であるというレッテル貼りや差別の助長につながる危険がある。

また、チェック結果が保護者に適正に伝わらなく、保護者の不安が増し、④本来医療機関を受診する必要のない子供が受診することで、本当に必要な子供への受診や支援がタイムリーに提供できなくなる危険性がある。④医療機関で発達障がいではないと診断された場合、保護者と学校・教員との信頼関係に影響を及ぼす懸念もある。

それらの懸念をどのように認識しているのか伺う。

A: 教育長

委員から話のあった懸念が生じないように、チェックリストの作成にあたっては、幅広い専門家のアドバイスをもらい、プロジェクトチームとして作り議論してもらった。

チェックリストの活用にあたっては、目的を活用にあつての留意点。例えば、チェックリストは、発達障がいの有無を判断するためのものではないことなどを十分学校に周知し、適切な取り扱いがなされるよう努めている。

整理番号	1604	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	9月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 9月分 /
	《合計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 30 年 10 月 29 日
 決裁 平成 30 年 10 月 30 日
 処理 平成 30 年 10 月 31 日

勤務実績表

平成30年9月

従事者名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月		
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月		
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
小計			60	小計			48
				合計			108
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	1764	事業概要*	新聞購読
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞	8~9月分	
	富山新聞	8~9月分	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	6,144	3,072×2 /
	富山新聞	6,144	3,072×2
	《合計》*	12,288	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2018年8月分 領収証 発証No.00000905-201808-1

奥野 詠子 様

誌 柄	部数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

※発行済の領収書は、発行日より10年以内の期間に限り、領収書の写しを添付してご提出ください。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

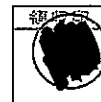
毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2018年8月28日領収

北日本新聞



收受 平成30年11月12日
 決裁 平成30年11月14日
 処理 平成30年11月14日

2018年9月分 領収証 発証No.00000905-201809-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

2018年9月27日領収

北日本新聞



領収証

18年08月分 年月日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

領収証

18年09月分 年月日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

整理番号	1765	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	8月分 5,765 円の内 議員事務所 2,882 円/月 詠桜会（後援会） 2,883 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電気代	2,882	5,765 円の1/2 8月分
	《合計》*	2,882	

《領収書貼付

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社			
平成 年 月分	金額			円
30 8				5 7 6 5
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	427	
お支払期日	9月20日	精算額(再掲) 円		

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5765	427
合計	5765	427

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

領収日 11月12日 印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

收受 平成 30 年 11 月 12 日
 決裁 平成 30 年 11 月 14 日
 処理 平成 30 年 11 月 14 日

整理番号	1766	事業概要*	上下水道料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	8月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会（後援会） 1,144 円		
上記事業経理に付した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 8月請求分
	《合計》*	1,144	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成30年度 富山市水道料金等
納入通知書兼領収書

お客様番号 []

使用 奥野 詠子 様
 納入 奥野 詠子 様
 発行 平成30年 9月 3日
 納期 平成30年 9月 18日

給水装置場所
富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成30. 6. 9 ~ 平成30. 8. 2
口径	20 mm
用途	家事用
上水道使用水量	1 m ³
下水道使用水量	1 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

水道料金	928 円
内部賦税	68 円
下水道使用料	1,360 円
内部賦税	1,000 円
し尿くみ取り手数料	0 円
内部賦税	0 円
合計金額	2,288 円
内部賦税	168 円

領収日付印
 207511
 18,907
 富山市水道局
 富山市上下水道局
 富山市上下水道局 納付金簿管理課
 出納・取納取付金簿管理課
 及びコンビニでは収入印紙不要
 (納税番号 00720-5-960609)
 (加入者名 富山県上下水道局 納付金簿管理課)
 (お客様番号) (お客様名)

收受 平成30年11月12日
 決裁 平成30年11月14日
 処理 平成30年11月14日

整理番号	1767	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料	10月分	(9/19)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 10月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 10月分
	(合計)*	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0192293		30-09-18
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
金額	千円	百円	十円
54,000	00	00	00
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
17:18	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日:09月19日 000230

奥野 詠子 様

奥野 イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0192297		30-09-18
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
金額	千円	百円	十円
7,000	00	00	00
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
17:18	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日:09月19日 000231

奥野 詠子 様

奥野 イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成30年11月12日
決裁 平成30年11月14日
処理 平成30年11月14日

整理番号	1768	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	11月分	(10/15)			
	事務所費	51,500	円/月の内			
	議員事務所	25,750	円/月			
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月			
	駐車場	7,000	円/月の内			
	議員事務所	3,500	円/月			
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	11月分		
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	11月分		
	《合計》	29,250				

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	増末番号	処理番号	日付
お振込	0195905	30-10-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取店番号
0144			
万円	千円	500円	100円
50円	10円	5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
11:13	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000098

奥野 様

奥野 IIC 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	増末番号	処理番号	日付
お振込	0195909	30-10-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取店番号
0144			
万円	千円	500円	100円
50円	10円	5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
11:13	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000099

奥野 様

奥野 IIC 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

整理すること。)

收受 平成30年11月12日
 決裁 平成30年11月14日
 処理 平成30年11月14日

整理番号	1769	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 8月請求分 8,570 円の内 議員事務所 4,285 円/月 詠桜会（後援会） 4,285 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,285	8,570 円の1/2 8月請求分
	《合計》*	4,285	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号

2018年 8月ご請求分

金額(円)
¥8,570-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印

領収
207511
18.9.07
NTTファイナンス株式会社
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成30年11月12日
 決裁 平成30年11月14日
 処理 平成30年11月14日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年11月12日


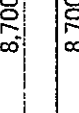

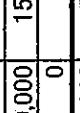
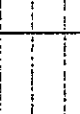
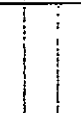


報告者* 奥野詠子

整理番号	1770	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	10月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	10月分	
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成30年11月12日
 決裁 平成30年11月14日
 処理 平成30年11月14日

2018年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 别
1972.8.2	2017.2.1	奥野詠子	奥野詠子	女

賃金計算期間	2018年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数	20	21	21	21	20	18	22						143
労働時間	120	126	126	126	120	108	132						858
労働時間外労働時間													0
休日労働時間													0
深夜労働時間													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,050,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,050,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0					0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,050,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0					0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,050,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700					60,900
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700					60,900
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300					989,100
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20						
領収印													

勤務実績表

平成30年10月

従事者名

XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 16:00	6	16	火	9:00 ~ 16:00	6
2	火	9:00 ~ 16:00	6	17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水	9:00 ~ 16:00	6	18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木	9:00 ~ 16:00	6	19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金	9:00 ~ 16:00	6	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月			23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月	9:00 ~ 16:00	6	30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			72
				合計			132

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	2/21	事業概要*	県政報告送付代		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol.23 8月送付 支払い9月 後納郵便 @ 71円 4,759通 337,889円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	郵送費	337,889	/		
	《合計》*	337,889			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

収受 平成30年12月19日
 決裁 平成30年12月21日
 処理 平成30年12月21日

領収書 (Receipt)

発行日 2018年10月 6日

お客さま氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

右記、金額を 2018年 9月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

ご請求番号
(Billing ID)

322130-1007299-00

ご請求の内訳
(Billing Details)

2018/08/01~2018/08/31 料金後納ご利用額

領収金額 (Amount Paid)
(うち消費税相当額)

353,611 円
26,192 円

金融機関

北陸
本店営業部

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

日本郵便株式会社



後納郵便物等 取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様

2001051013-000001-
0000000001-000001

[後納引受]
1 ゆうメール特別

50g 県内
@71 4,759通
¥337,889

合計 ¥337,889

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 8月 6日 17:23
担当:
発行No. 180806K8034 端211027438
連絡先: 富山南郵便局
TEL: 076-421-8561

取扱局 2001-322130
後納承認局 2001-322130
後納お取引番号 0001448174

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と
異なることがあります。



おのえいこ 県政報告 明日の志を語り

Vol.23

平成30年8月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

Q 試案となるチェックリストの項目は、先進的な研究をしている大学の研究室や企業の研究結果の活用や共同研究が有益であると考えながら、所見を伺う。

A 教育長

教員の経験や主観などによって結果に差異が生じないようには、科学的知見に基づき、個別の教育支援計画の策定に結びつくものにするのが重要である。このため、参考とする資料について幅広く収集しており、例えば、この4月に琉球大学の教授を招き、教育委員会の研修会で講演していただいております。そこでいただいた研究結果も参考にすることとしている。

委員ご提案のとおり、国立特別支援教育総合研究所をはじめ、各大学や企業の研究にも幅広く目を向け、必要に応じて意見も伺いながら、検討を進めたい。

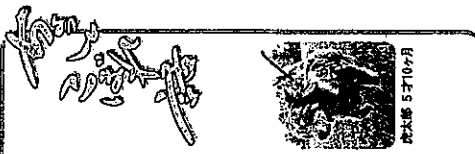
Q チェックリストを作成する際には、教育分野だけでなく、医療分野の専門家や児童福祉施設医や児童相談所、児童福祉施設の職員等、福祉分野の専門家にも協力を仰ぎ、様々な分野の専門家の意見を聞きながら進めるべきかと考えながら、所見を伺う。

医療分野の専門家からは、事業の意義・目的の設定等、事業そのものの在り方から各分野の専門家が意見集約を行い、事業の進め方や役割分担を協議すべきことあり、編案の作成過程にこそ、医療分野の専門家が不可欠と聞いている。

A 教育長

試案は、発達障がい等の専門家である大学教授の指導をもらいながら進める。

また、この試案を基にチェックリストを検討するプロジェクトチームにおいても、大学教授や小児神経科の医師など専門家の方々から指導をもらっており、より良いチェックリストを作成するためには、様々な分野の専門家の意見を幅広く伺うことが重要であるため、試案の作成段階から、本県の子供の支援拠点施設である県こども支援センターや児童精神科医、福祉分野の専門家にも協力してもらい、チェックリストの作成を進めたい。



2011年の東日本大震災後に作られた環境省の「ペット避難ガイドライン」によると、原則、飼い主がペットを連れて逃げるのにならざるを得ない状況では、「ペット同行避難」と「ペット同伴避難」の違いをご存知でしょうか？

「ペット同行避難」は、ペットを連れて避難しますが、避難所の外等にペット専用スペースが設けられ、ペットと飼い主が一緒に空間で過ごすことはできません。

「ペット同伴避難」は、ペットを連れて逃げるだけでなく、避難所内でペットと飼い主が同じ空間で過ごすことができます。

ペットを連れて来た被災者は、車中泊や避難所を転々としている人が多く、「ペット同伴避難」の方が被災者の心のケアにも繋がると言われています。

先日の西日本豪雨災害後、岡山県倉敷市では、市長の指示で市役所の3階がペット同伴避難所として開放されました。倉敷市でも複数の避難所ですぐに学校の教室をペット同伴避難専用避難所として使用しています。

「ペットは家族の一員」

私自身もペットを飼うまでは、命の危険がある災害発生時に、「ペット」という概念はありませんでした。しかし今は「ペット同伴避難」の重要性がよくわかります。

避難する人の中には、以前の私のように「ペットは家族の一員」といった感覚を共有できない人や動物が苦手な人、アレルギーのある人もいます。全ての避難所を「ペット同伴避難」にするのではなく、あらかじめ「ペット同伴避難」ができる避難所を指定し、ペットがいる人もいない人も、それぞれが安心して生活できる空間づくりが重要です。


「ペット同伴避難」したい人はどこに行けばいいのかわかりません。避難所とは違うルールや物資の準備が必要になります。実現に向けて取り組んでいきます。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友達リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くをお願いします。
Twitter 本人アカウント 奥野詠子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子後援会 後援会 詠子会 (@eiokai)

富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421
E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp

議員事務所
〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536



残暑の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は西日本を中心に、大変な豪雨に見舞われました。死者・行方不明者は、230人を超える事態となっています。平成30年7月25日現在、お亡くなりになった方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭った方々にお見舞い申し上げます。

県内でも、この雨で河川が増水し、避難準備報告が発令された地域もあり、自然の脅威を感じるとともに、ハザードマップの作成や避難訓練といった防災活動の重要性、また河川管理といった土木行政の重要性についても、改めて実感しています。

これを機に、増水の際にも流れが滞ることがないように河川の浚深（しゅんせつ）や伐木にも、しっかりと予算を割り、事業を進めていかなければならないと考えています。この後の9月補正予算に向け、河川関係予算の確保にも努めていきます。

未雨ながら、まだまだ暑い日が続きますので、体調には十分ご留意ください。

富山県議会議員
奥野詠子

平成30年6月25日 予算特別委員会(一部抜粋)

スポーツの成長産業化とスポーツを通じた地域活性化

国が昨年決定した第2期スポーツ基本計画では、「スポーツの成長産業化」と「スポーツを通じた地域活性化」というふたつの概念が新たに盛り込まれた。

「スポーツの成長産業化」は、収益性のあるスタジアム・アリーナの整備、スポーツツーリズムやスポーツ観戦、スポーツ施設に併った関連産業等の需要を拡大させ、その収益をスポーツに再投資し、スポーツを「する、みる、まよる」参画人口の拡大につなげるもの。

日本政策投資銀行では、平成27年のスポーツ市場規模を105兆円と試算。国の第2期スポーツ基本計画では、2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大する目標を掲げている。

Q 「スポーツの成長産業化」について、富山県のポテンシャルと将来性について伺う。

A 知事

富山マラソンや湾岸サイクリングをはじめ、近年、県内各地で海や山など、本県の豊かな自然環境を生かしたアウトドア型イベントが数多く実施されている。県内の3プロチームのホームゲームには、県内外からファンが訪れている。本県のスポーツの成長産業化に向けたポテンシャルはあるが、伸び悩んでいるイベントもある。

また、県民の健康に対する意識の高まりや企業における健康経営の取組み等の推進により、県内の関連産業の需要が拡大するといったポテンシャルはある。

本県の自然環境や交通アクセスの良さを活かしたイベント等の開催や県民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりなど、スポーツの振興や成長産業化にしっかりと取り組むたい。

Q スポーツを目的とした県外・海外からの旅行者を増加させるため、今後どのような施策を図るのか伺う。

海・山・川等の地域資源を活かした、本県ならではの新たなスポーツ資源の発掘と、それを軸としたスポーツツーリズムの構築、さらに各種合宿誘致も踏まえ、戦略的な情報発信が必要。

Q 本県の「元気やまスポーツプラン」は、平成24年4月に策定されたものであり、新しい概念を盛り込んだ国のスポーツ政策に対応できていないが、「元気やまスポーツプラン」の改定の目途について伺う。

国の第2期スポーツ基本計画は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツの振興が盛り上げられることを想定して計画されており、地方公共団体に対して、速やかに地方計画を改定、または策定し、関係部局・団体が一体となって施策に取り組むよう求めている。

A 総合政策局長

平成23年度に「元気やまスポーツプラン」を策定し、平成24年4月から取り組んでいる。プランは、概ね10年間を計画期間としているが、国の「第2期スポーツ基本計画」や、県の新総合計画を踏まえたプランの見直しが必要と考えている。

東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、本県のスポーツ振興を一層推進するとともに、多様化するニーズや新たな課題等に対応できるように、今年度後半から準備を始め、新たなスポーツプランの策定に取り組むたい。

発達障害のある児童生徒の教育

Q 本年度、発達障害教育支援事業において、早期に発達障がいの疑いに対応し、特別な支援を必要とする子供たちの教育的ニーズを把握するためのチェックリスト作成に取り組んでいるが、チェックリスト作成の目的について伺う。

A 教育長

早期に発達障がいの疑いに対応し、教育的ニーズを把握するためには、専門性が必要であることから、市町村教育委員会や小中高校の校長会から、子供達の行動を見るときに観点を気になる子供達の教育的ニーズの把握などができるチェックリストの提供を要望されている。

このチェックリストは、発達障がいの有無を判断するためのものではなく、早期に発達障がいの疑いに対応し、教育的ニーズを把握するためのものである。

A 知事

世界に誇る富山湾や立山連峰の美しく雄大な自然景観、富山湾河原水公園、歴史・文化が息づく町並みなど、全国に誇る魅力的なスポットが数多くある。こうした環境のなかで、県外、海外から本県へ来てスポーツを楽しむでもらうことは、観光振興や地域の活性化につながる絶好のチャンスになる。

県では、W・I・D・I環境の整備促進、多言語表記、案内の充実など受入れ環境の整備のほか、「とやま観光ナビ」の多言語版化、スマートフォン対応などの充実を図っている。また、県外の大学の部活動やサークル活動などの合宿経費の一部を助成しており、平成29年度実績は86団体、延べ宿泊者数17,420人超と、8年前の22倍となった。

Q スポーツを通じた地域活性化を図るためには、地域スポーツコミッションの設立が有効であり、部局横断はもちろんだが、県内市町村の協力が重要なため、まずは県が立ち上げを主導し、将来的には自立できる組織の在り方が望ましいと考えるが、所見を伺う。

第2期スポーツ基本計画でも、コミッション設立を推進している。本県はフィルムコミッションが成功しており、そのノウハウ、成功実績もあり特に有効と考える。

A 知事

地域スポーツコミッションや既存の協議会が連携して取り組んでいる事例では、県独自の合宿誘致が困難な町村などが、誘致に成功し、施設の有効活用にもつながっている。一方で、組織団体間の連携が上手くとれず、誘致できても交流人口の増加や経済効果に結びつかず、財源が行政の負担金額みになるなどの課題も目撃される。

県フィルムコミッションは、映画やドラマ等の撮影の誘致、支援に熱心に取り組んできた結果、これまで多くの富山ロケが実現しており、そのノウハウがスポーツ大会等の誘致に生かせるかどうか検討したい。



Q 発達障がいの疑いも含め、本県における医療面での支援拠点である富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを受診した子供のうち、発達障がいではないと診断された子供の割合について伺う。

発達障がいとは、脳の機能障害に由来するものであるが、医療機関では、心理的、または環境的な因子で、一時的に発達障がいと類似の行動を呈する子供たちの存在が確認されている。

A 厚生部長

平成28年度において、同センターの小児神経科、および児童精神科を受診した子供のうち、専門家の見立てでは、8割程度は発達障がいがあると診断されている。また、発達障がいの症状や程度には個人差があり、診断後の発達経過、療育支援や周囲の環境等によって状態が変化することから、センターでは受診した子供やその家族に対し、専門的な支援を行っている。

Q チェックリストの活用については、①現場の教員の経験や力量、主観によって結果が大きく変わることが懸念される。②教育現場において、障がい児であるというレッテル貼りや差別の助長につながる危険がある。また、チェック結果が保護者に適正に伝わらないと、保護者の不安が増し、③本来医療機関を受診する必要のない子供が受診することで、本当に必要な子供への受診や支援がタイムリーに提供できなくなる危険性がある。④医療機関で発達障がいではないと診断された場合、保護者と学校・教員との信頼関係に影響を及ぼす懸念もある。それらの懸念をどのように認識しているのか伺う。

A 教育長

委員から話のあった懸念が生じないように、チェックリストの作成にあたっては、幅広い専門家のアドバイスをもらい、プロジェクトチームでしっかり議論してもらおう。

チェックリストの活用にあたっては、目的や活用にあたっての留意点、例えば、チェックリストは、発達障がいの有無を判断するためのものではないことなどを十分学校に周知し、適切に取り扱いがなされるよう努めていく。

整理番号	2122	事業概要*	新聞購読
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 10~11月分 富山新聞 10~11月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	6,144	3,072×2 /
	富山新聞	6,144	3,072×2 /
	《合計》*	12,288	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2018年10月分 領収証 発証No.00000905-201810-1
奥野 詠子 様

経 柄	部数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合 計 金 額
¥3,072
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入ありがとうございます
 上記金額正に領収致しました
 2018年10月29日領収

076-425-4061

北日本新聞



收受 平成 30 年 12 月 19 日
 決裁 平成 30 年 12 月 21 日
 処理 平成 30 年 12 月 21 日

2018年11月分 領収証 発証No.00000905-201811-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

2018年11月29日 領収

北日本新聞



領収証

18年 10月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

領収証

18年 11月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。

整理番号	Z123		事業概要*	電気代9~10月分	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	9月分 4827円の内 議員事務所 2413円/月 詠桜会(後援会) 2414円/月		10月分 3612円の内 議員事務所 1806円/月 詠桜会(後援会) 1806円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	事務所費 電気代	2,413	4,827円の1/2	9月分	/
	事務所費 電気代	1,806	3,612円の1/2	10月分	
	《合 計》*	4,219			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 12 月 19 日
 決裁 平成 30 年 12 月 21 日
 処理 平成 30 年 12 月 21 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社					
平成 年 月 分	30	9	金額			円
					4 8 2 7	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子				消費税等相当額(再掲) 円	357
お支払期日	10月19日				精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4827	357
合計	4827	357

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。
 2017.10.26
 領収印
 17
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社					
平成 年 月 分	30	10	金額			円
					3 6 1 2	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子				消費税等相当額(再掲) 円	267
お支払期日	11月19日				精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3612	267
合計	3612	267

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。
 2017.11.19
 領収印
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

整理番号	2124	事業概要*	上下水道料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	10月請求分 2,160 円の内 議員事務所 1,080 円 詠桜会（後援会） 1,080 円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所 上下水道代	1,080	2,160 円の1/2 10月請求分
	《合計》*	1,080	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

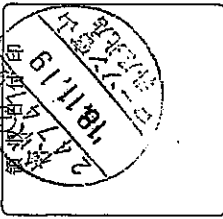
平成30年度富山市水道料金等
納入通知書兼領収書

お客様番号 []
 使用 奥野 詠子 様
 納入 奥野 詠子 様
 発行 平成30年11月1日
 納期限 平成30年11月15日

給水装置場所
富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成30. 8. 3~平成30. 10. 3
口径	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

水運料	金 額	864 円
内消費税	(64 円)	
下水道使用料	1,296 円	
内消費税	(96 円)	
し尿くみ取り手数料	0 円	
内消費税	(0 円)	
合計金額	2,160 円	
内消費税	(100 円)	



お問合せ窓口は裏面に記載しております。
 *領収日付印の押印により効力が生じます。

富山市上下水道局
 出納・収納取次金機関
 及びコンビニでは収入印紙不要
 収納代行会社
 収納代行会社 (納税システム)
 口座番号 00720-5-960609
 加入者名 富山市上下水道局管理課新納代管 (お客さま控)

收受 平成30年12月19日
 決裁 平成30年12月21日
 処理 平成30年12月21日

整理番号	2125	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	12月分	(11/19)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 12月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 12月分
	(合計)*	29,250	

《領収書》

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0012892		30-11-19
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
金額桁数	通貨桁数		
万円	五千円	二千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:02	¥432	¥54,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料		¥432	
		000003	
〆 様			
〆 様			
〆 様			
〆 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0012896		30-11-19
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
金額桁数	通貨桁数		
万円	五千円	二千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:02	¥432	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料		¥432	
		000004	
〆 様			
〆 様			
〆 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成30年12月19日
 決裁 平成30年12月21日
 処理 平成30年12月21日

整理番号	2126	事業概要*	電話代9~10月分
使用項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費

内容	9月分	8,603円の内	10月分	8,482円の内
	議員事務所 詠桜会(後援会)	4,301円/月 4,302円/月	議員事務所 詠桜会(後援会)	4,241円/月 4,241円/月

上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	事務所 電話代	4,301	8,603円の1/2	9月分	/
	事務所 電話代	4,241	8,482円の1/2	10月分	
	《合計》*	8,542			

《領収書貼付枠》 (原則、危

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

付しきれない場合は、別紙に整理すること。

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

お客様名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

請求年月
2018年 9月分

ご請求金額
¥8,603-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式

収入印紙貼付欄
247479
78.10.26
[REDACTED]
領収日付印
(お客様控)

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年10月ご請求分

金額(円)
¥8,482-

受取人
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収の日付印
78.10.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様





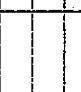


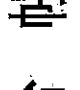
收受 平成 30 年 12 月 19 日
決裁 平成 30 年 12 月 21 日
処理 平成 30 年 12 月 21 日

整理番号	2127	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	11月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の1/2	11月分	
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成30年12月19日
 決裁 平成30年12月21日
 処理 平成30年12月21日

2018年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 别
1972.8.2	2017.2.1	奥野詠子	奥野詠子	女

賃金計算期間	2018年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数	20	21	21	21	20	18	22	21					164
労働時間	120	126	126	126	120	108	132	126					984
時間外労働													0
休日労働													0
深夜労働													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,200,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,200,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0					0
給与合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,200,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0					0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,200,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700					69,600
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700					69,600
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300					1,130,400
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20	11/20					
領収印													

勤務実績表

平成30年11月

従事者名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金		
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月	9:00 ~ 16:00	6	27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6	29	木	9:00 ~ 16:00	6
15	木	9:00 ~ 16:00	6	30	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			66	小計			60
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	2367	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	1月分	(12/17)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 1月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 1月分
	(合計)	29,250	

《領》

共同出張所 キャッシュカードサービス
ご利用様

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1034187	30-12-17	
銀行番号	預金種別	科目・口座番号	取扱番号
0144			
時刻	ご利用金額	お取引金額	
13:31	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円 *****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000164

奥野 様

奥野 IIC 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

共同出張所 キャッシュカードサービス
ご利用様

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1034191	30-12-17	
銀行番号	預金種別	科目・口座番号	取扱番号
0144			
時刻	ご利用金額	お取引金額	
13:31	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円 *****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432
000165

奥野 様

奥野 IIC 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 31 年 / 月 23 日
 決裁 平成 31 年 / 月 24 日
 処理 平成 31 年 / 月 24 日

整理番号	2368	事業概要*	電気代			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	11月分 4,129円の内 議員事務所 2,064 円/月 詠桜会（後援会） 2,065 円/月 12月分 5,195円の内 議員事務所 2,597 円/月 詠桜会（後援会） 2,598 円/月					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備 考			
	事務所電気代	2,064	4,129 円の1/2	11月分		
	事務所電気代	2,597	5,195 円の1/2	12月分		
	《合 計》*	4,661				
《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）						

收受 平成 31 年 / 月 23 日
 決裁 平成 31 年 / 月 24 日
 処理 平成 31 年 / 月 24 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社						
平成 年 月 分	30	11	金額				円
						4	129
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子					様	消費税等相当額(再掲) 円
							305
お支払期日	12月19日						精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

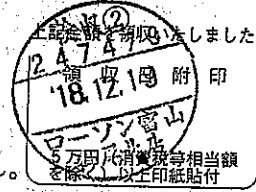
お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4129	305
合計	4129	305

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453



○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

(お客さま控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社						
平成 年 月 分	30	12	金額				円
						5	195
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子					様	消費税等相当額(再掲) 円
							384
お支払期日	1月18日						精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

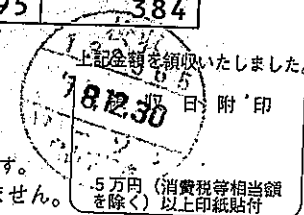
お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5195	384
合計	5195	384

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453



○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

(お客さま控)2485

整理番号	2369	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 11月請求分 8,564 円の内 議員事務所 4,282 円/月 詠桜会 (後援会) 4,282 円/月 固定電話 12月請求分 8,482 円の内 議員事務所 4,241 円/月 詠桜会 (後援会) 4,241 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	事務所電話代	4,282	8,564 円の1/2 11月分 /
	事務所電話代	4,241	8,482 円の1/2 12月分 /
	《合計》*	8,523	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書) 電話料金等払込受領証 電話料金等払込受領証 付しきれない場合は、別紙に整理すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年12月ご請求分
金額(円)
¥8,482-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
7 8.12.30

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2018年11月ご請求分
金額(円)
¥8,564-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
2 4.12.19

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様



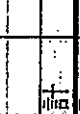
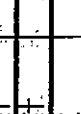
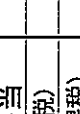





收受 平成 31 年 / 月 23 日
 決裁 平成 31 年 / 月 24 日
 処理 平成 31 年 / 月 24 日

整理番号	2370	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	12月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	12月分	
	《合計》	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 31 年 1 月 23 日
 決裁 平成 31 年 1 月 24 日
 処理 平成 31 年 1 月 24 日

2018年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 别
1972.8.2	2017.2.1	奥野詠子		

賃金計算期間	2018年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数	20	21	21	21	20	18	22	21	21	20			184
労働時間	120	126	126	126	120	108	132	126	126	120			1,104
時間外労働													0
休日労働													0
深夜労働													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,350,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			78,300
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			78,300
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300			1,271,700
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20	11/20	12/20				
領収印													

勤務実績表

平成30年12月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月		
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
				31	月	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			60
				合計			120

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	2840	事業概要*	県政報告作成		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol.24 6,000部 259,200円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	印刷費	259,200			
	《合計》*	259,200			

領 収 証

奥野 詠子 様

平成31年3月22日

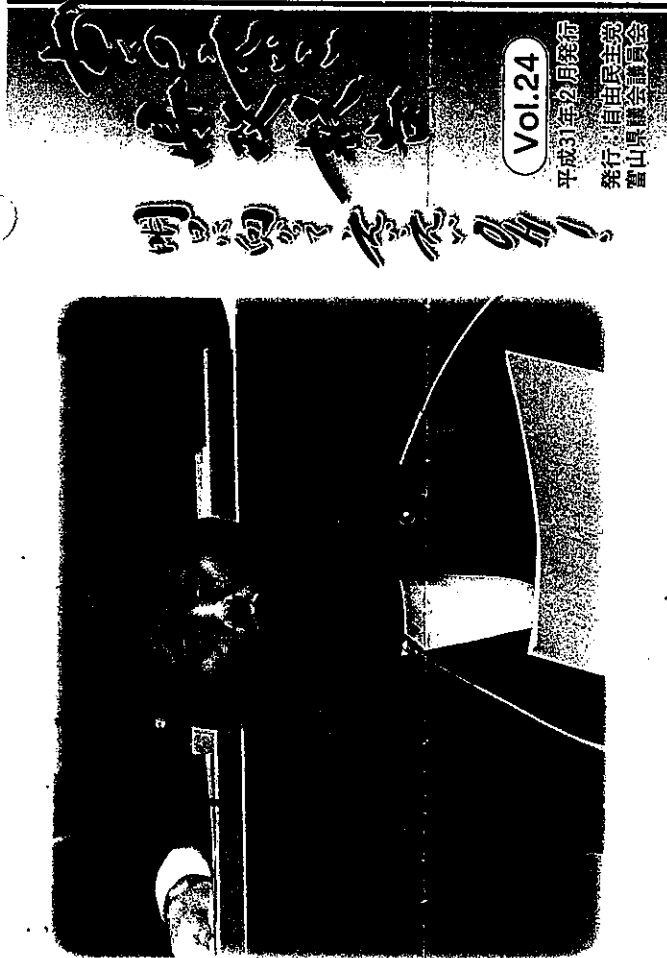
¥ 259,200.-

但し 県政報告vol.24分として 6,000部
上記の金額正に領収いたしました



有限 平野 総合印刷社
〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9
TEL 0766(425)8102
代表取締役 平野 敏 久

收受 平成 31 年 3 月 26 日
決裁 平成 31 年 3 月 28 日
処理 平成 31 年 3 月 28 日



Q 障がい者スポーツは、競技の特性や施設維持の観点から、特定の施設でのみ練習が許可されているものや、競技人口や指導者の人数等との関係から、スポーツ団体ごとにて特定の施設を拠点として活動している。

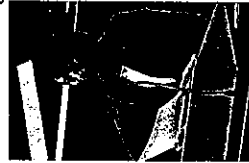
当該施設には、所管する自治体が廃廃合の計画を発表しているものもある。障がいのある人へのスポーツ環境の確保に取り組むべきと考えるところが、問う。

A 厚生部長

障がい者スポーツチームが練習場所としている自治体の体育施設について、いくつかその在り方の検討対象となつて利用者の声を丁寧に伺った上で、中長期的な視点に立つて適切な施設運営を検討されるものと考えている。

なお、県営施設においては、誰もがスポーツに親しめるようバリアフリー化に計画的に取り組み、障害者スポーツ環境の確保や充実を努めている。

県としては、年齢や障害の有無にかかわらずスポーツに親しむことは大変重要なことと考えており、子どもや若者、高齢者がスポーツに親しむ施設設備の充実を努めたい。



県立健康福祉センター



2月定例会は、新年度予算に係る議会になるため、例年最も審議時間が長く、会期も長い定例会になっています。

当局は、新年度に向けて、秋から事業の継続や廃止、新規事業について検討に入ります。そして年が明けた1月下旬から、知事が各部署に対して方針や各事業の詳細な説明を求める「知事とアランズ」が実施され、定例会にかける新年度予算案が作られていきます。

一方、私たち自民党派は、政務調査会を中心に新年度の重点事業や予算配分について、知事に申し入れる新年度案を作り、例年2月上旬に知事と克折衝を行つていきます。

来年度は、土木工事の十分な予算確保や、農業用水での事故多発を受けた農業用水の管理予算、県立学校のエアコン設置や老朽化施設の対策、富山南警察署の建設や交番の建て替えと、その安全対策等、様々な項目について積算を繰り返して、自民党派を申し入れました。

また政策的には、自民党派で進め、2月定例会で上程する予定の「中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例(案)」を根拠とした組織改編や施策について、また産業や教育、観光等の分野においても多数要望を行ったところです。

例年、当局側には自民党派からの要望を反映していただき、2月定例会での議決を経て、新年度予算が執行されることとなります。2月定例会では、新年度も生き残った予算になるよう、しっかりと審議をしていきたいと思っています。

2月議会では、3月7日(木)10:00～予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 左澤リクエエトの隣にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野隼子 @Eiko_Okuno 後援会アカウント 奥野隼子県議 後援会 @eikoikai

連絡先

富山県議会自民党派控室 議員事務所
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp



向春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

31年目を迎えた平成という時代を振り返ると、バブルの好景気とその後の崩壊、リーマンショックに加え、消費税の導入や増税、政権交代、未曾有の震災、諸外国の台頭等、数え上げればきりがありませんが、激動の時代だったことは間違いないと思います。

いよいよ5月には、改元という大きな節目を迎えます。今回の改元は、天皇陛下がご存命のまま迎えることになるため、これまでとは違い、お祝いムードの中、新しい時代の到来を感じられるのではないかと期待しています。

世界に類を見ない少子高齢化と人口減少に直面している日本において、新たな時代には、これらの課題を打破するモチベーションと行動力が求められています。

ここ富山県においても、今年は富山湾が加盟する「世界で最も美しい湾クラブ」の世界総会が予定されていますし、来年には、東京オリンピック・パラリンピックが控えています。海外や首都圏のエネルギーを取り込み、富山県の更なる発展に繋げる施策作りに取り組むとともに、引き続き、富山県に暮らす私たちひとりひとりが夢と希望をもって一歩踏み出せる土壌づくりに邁進してまいります。

富山県議会議員
奥野隼子

平成30年11月定例会 一般質問（抜粋）

健康寿命の延伸について

Q: これまでの健康寿命日本一への取組みの成果はどうか。また「第7回健康寿命をのほそうアワード」の「スポーツ庁長官優秀賞」を受賞し、本県の取組みが評価されたことについて、所見を伺う。

Pick Up
 本県では平成26年から、健康寿命日本一を目指し、生活習慣運動習慣、食習慣の改善に向けた総合的な取り組みを開始。本県の健康寿命は、平成25年時点で男性が全国31位、女性は14位。

A 知事
 本年3月に公表された平成28年の健康寿命は、前回の平成25年と比べ、男性は1.63歳伸びて72.58歳、女性は1.01歳伸びて75.77歳となり、全国順位は、男性が第8位、女性が第4位と大幅に上昇した。



これまでの本県の取組みが評価され、この度「健康寿命をのほそうアワード」において、「スポーツ庁長官優秀賞」を受賞したところ。県民としては、この受賞やねりんピック富山の開催を健康づくりに結びつける絶好の機会と捉え、人生100年時代を見据えた県民の健康づくりに取り組みたい。

Q: 県全体における特定健診の結果では、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群は27.2%と全国平均の26.2%より高い。また本県の市町村国保における糖尿病の該当者及びその予備群の割合は10.5%である。県におけるこれらの傾向をどのように分析しているのか、伺う。

A 厚生部長
 平成26年度に国保データベースシステムが構築され、特定健診結果と医療情報との統合が可能となったことから、現在は全市町村においてレセプトデータを活用して、保健指導対象者を抽出し、効果的な個別指導の実施につなげている。しかし市町村からは「特定健診結果と医療情報の統合に時間がかかる」との意見もあり、本年9月の補正予算において、国保データベースシステムの集約機能を構築することとした。引き続き、市町村の効率的、効果的な保健指導につなげるよう支援したい。

Q: 県産食材の使用率を高めるために、学校給食における食材の規格基準を見直し、より多くの食材を使用できるようにするとともに、市町村に対し、食材の調達以外にも設備投資や人件費等にも支援の幅を広げるべきと考えますがどうか、伺う。

Pick Up
 学校給食における県産の野菜、果物等の使用率は、平成20年度の15.8%から29年度の21.6%へと、10年間で約6ポイント増加しているが、29年度の23.0%を1ワークに伸び悩んでおり、国の第3次食育推進基本計画が掲げる、平成32年度に30%以上を達成するという目標には及ばない。天候不順による県産野菜の不作や価格の高騰の他、学校給食では、効率性等の観点から、食材に一定の規格や品質基準が設けられ、大口ロットによる確保が容易な他県の食材使用が多い。

A 農林水産部長
 一部の市町村では、学校給食向けに農産物の出荷規格や出荷方法の統一を図るとともに、調理場の負担軽減のため、あらかじめ野菜等の一次加工を行う他、専門職員が栄養教諭と毎日打ち合わせを行い、収穫量に応じて臨機応変に対応する等の取組みが行われている。県では、市町村、JA、市場関係者等とともに、検討会を開催し、先進的な市町村の取組事例等の紹介や、情報共有に努めている。また、現在、他市町村産の県産食材の使用に伴う掛り増し経費等を支援しているが、今後、県内の農産物全体を効果的に活用できる仕組みづくりや、食材の規格等について弾力的に取り扱う方法について検討を行いたい。

A 厚生部長
 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、平成20年度は全国26.8%に対し、本県は26.4%だったが、平成27年度は全国が26.2%に減少したのに対し、本県は27.2%に増加し、全国よりも高い値となっている。また、いわゆる糖尿病およびその予備群が4人にひとり以上という高い割合になっている主な要因としては、冷凍食品の購入金額が全国1位、惣菜や揚げ物の購入金額が全国3位であること、働き盛りの世代において野菜摂取量が少なく、運動習慣のある人の割合が低いことが挙げられる。



Q: 国の方針では、健診を受診した人はもちろん、健診を受けていない人に対するアプローチが必要と指摘されている。その方法の1つとして、国ではレセプトデータを活用して、病院を受診歴から健診を受けていない糖尿病患者や治療中断者を洗い出し、アプローチすることを推奨している。レセプトデータ活用の意義と、県における活用状況について、伺う。

Pick Up
 糖尿病を要治療とされた人のうち、4人に1人が未治療と言われている。糖尿病は重症化するリスクが高く、進行すれば神経障害や網膜症、糖尿病腎症などの合併症を引き起こす。特に糖尿病腎症になると透析が必要になることも多く、その医療費は年間一人当たり600万円と試算されており、重症化を食い止める施策が重要である。

レセプトデータとは、医療機関が市町村や健康保険組合等に請求する、医療報酬の明細書のデータのことで、レセプトには、薬名の氏名、味覚言語の他、病名や療養の給付、食事・生活療養の欄があり、これを確認することで、どのような病歴を受診歴があるか、また治療の継続や中断の有無を調べることできる。

Q: 食育推進のために栄養教諭の配置を充実させるべきと考えますがどうか。今後の食育の取組みと併せて伺う。

Pick Up
 栄養教諭とは、食育に関し、児童生徒の指導および管理を職務とする教員。学校栄養職員とは、学校給食における栄養に関する専門職。学校給食の充実や食育の推進については、栄養教諭の活用が欠かせないが、本県の栄養教諭の配置は37人と、石川県の72人、福井県の60人 비해脆弱である。

A 教育長
 本県では、栄養教諭を年々増員しており、本年度も5名増員した。各学校では、栄養教諭、学校栄養職員、教職員が連携し、食に関する指導教材の開発や、地場産食材の積極的な活用、家庭への望ましい食習慣の啓発等に取り組んでいる。県教育委員会としては、標準法の配置基準に則り、栄養教諭と学校栄養職員を配置しているが、市町村の意向も伺い、栄養教諭の増員配置も含め、学校教育全体を通じた食に関する指導を充実していきたい。



Q: 高齢者の低栄養、過体重が課題となっているが、地域包括の現場でも栄養士を積極的に活用し、食事指導を充実させるべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺う。

A 厚生部長
 今年度新たに、低栄養の予防に関するリーフレットを作成し、地域包括支援センターや介護施設に配布する他、栄養士向けに地域ケア会議において、高齢者の健康・栄養状態の見極めや食事支援の方法を学ぶ研修会を開催する。県としては、市町村や県栄養士会等の関係機関と連携、協力して、高齢者の低栄養、過体重の防止をはじめとする介護予防に取り組むたい。

整理番号	2847		事業概要*	新聞購読
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	北日本新聞 12~2月分 富山新聞 12~2月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	北日本新聞	9,216	3072×3 /	
	富山新聞	9,216	3072×3	
	《合計》*	18,432		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2018年12月分 領収証 発証No.00000905-201812-1
奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2018年12月26日領収

北日本新聞



收受 平成 31 年 3 月 26 日
 決裁 平成 31 年 3 月 28 日
 処理 平成 31 年 3 月 28 日

2019年1月分 領収証 発証No 00000905-201901-1
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年1月29日領収

北日本新聞



2019年2月分 領収証 発証No 00000905-201902-1
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年2月26日領収

北日本新聞



領収証 18年 12月分 年 月 日 No. 509188

お名前 **奥野 詠子 様**

ご住所 **今泉 30-1 メゾン今泉202**

繰越額

合計金額 **3,072**

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



ご愛読に感謝いたします。新年を迎えるにあたり、皆様のご多幸をお祈り致します。

領収証

19年 01月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



ご愛読に感謝いたします。新年を迎えるにあたり、皆様のご多幸をお祈り致します。

領収証

19年 02月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、クレジットカード決済も承ります。

整理番号	2850	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	12月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会（後援会） 1,144 円		
上記事業実績の補記を要する	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 12月請求分
	合計	1,144	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成30年度 富山市水道料金等 納入通知書兼 領収書

お客さま番号 []

使用者 奥野 詠子

納入者 奥野 詠子

発行日 平成31年 1月 4日

納期限 平成31年 1月 15日

給水装置場所 富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成30.10.4~平成30.12.10
口径	20mm 用途 家事用
上水道使用水量	1 m ³
下水道使用水量	1 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

平成30年12月請求分

水道料金	928 円
内訳税	68 円
下水道使用料	1,360 円
内訳税	100 円
し尿くみ取り手数料	0 円
内訳税	0 円
合計金額	2,288 円
内訳税	168 円

領収書貼付印

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領収日付印の押印によって効力が生じます。

富山市上下水道局 事務課 領収書係

富山市上下水道局 出前・収納取次金機関係 及びコンビニでは取入印威不要

収納代行会社 (特電業システム) (お客さま控)

口座番号 00720-5-960609

加入者名 富山市上下水道局事務課 領収書係

收受 平成 31 年 3 月 26 日
 決裁 平成 31 年 3 月 28 日
 処理 平成 31 年 3 月 28 日

整理番号	2851	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	1月分 8,522 円の内 議員事務所 4,261 円/月 詠桜会（後援会） 4,261 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	4,261	8,522 円の1/2 1月分
	《合計》	4,261	

《領収書貼》

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 日	金額		円
31 1		8 5 2 2	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	631
お支払期日	2月21日	精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額(円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	8522	631
合計	8522	

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 TEL 0120-776453

247479
 上記金額を領収いたしました。
 領収書 印
 ローソン富山 料尾北店

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成31年3月26日
 決裁 平成31年3月28日
 処理 平成31年3月28日

整理番号	2852	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 1月請求分 8,542 円の内 議員事務所 4,271 円/月 詠桜会(後援会) 4,271 円/月 固定電話 2月請求分 8,482 円の内 議員事務所 4,241 円/月 詠桜会(後援会) 4,241 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所電話代	4,271	8,542 円の1/2 1月分
	事務所電話代	4,241	8,482 円の1/2 2月分
	《合計》*	8,512	

《領収書貼付枠》 (原則、毎)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年 1月ご請求分
金額(円)
¥8,542-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
19.1.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2019年 2月ご請求分
金額(円)
¥8,482-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
19.2.27

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。

收受 平成 31 年 3 月 26 日
 決裁 平成 31 年 3 月 28 日
 処理 平成 31 年 3 月 28 日

整理番号	2853	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	1月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 1月分		
	(合計)*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成31年3月26日
 決裁 平成31年3月28日
 処理 平成31年3月28日

勤務実績表

平成31年1月

従事者名

XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	火			16	水	9:00 ~ 16:00	6
2	水			17	木	9:00 ~ 16:00	6
3	木			18	金	9:00 ~ 16:00	6
4	金	9:00 ~ 16:00	6	19	土		
5	土			20	日		
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火	9:00 ~ 16:00	6
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水	9:00 ~ 16:00	6
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6
11	金	9:00 ~ 16:00	6	26	土		
12	土			27	日		
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6
14	月			29	火	9:00 ~ 16:00	6
15	火	9:00 ~ 16:00	6	30	水	9:00 ~ 16:00	6
				31	木	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			72
				合計			114

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

2018年度 賃金台帳

生年月日	1972.8.2	雇入年月日	2017.2.1	所 属	奥野詠子
氏 名					性 別

賃金計算期間	2018年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数	20	21	21	21	20	18	22	21	20	19			203
労働時間	120	126	126	126	120	108	132	126	120	114			1,218
労働時間外労働													0
休日労働													0
深夜労働													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			87,000
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			87,000
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300			1,413,000
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20	11/20	12/20	1/20			
領収印	